

<論文>

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

一ノ瀬秀文

目次

総説

- I. 80年代後期イギリス「のれん」会計実務の基本構造
- II. 「のれん」の積立金での即時消却とその結果
- III. 被買収純資産の「公正価値」評価とpost-acquisition cost の引当経理
- IV. 80年代後期イギリス「のれん」会計の破局への推転

結言

総説

1 問題の概要

80年代後半期のイギリスにおいて、「一般に認められた会計原則あるいは会計実務」(Generally Accepted Accounting Principles or Practices [G A A P])として他の先進諸国では一度も受容されることのなかったような特異なタイプの「のれん」会計が公的に認知され、公正(fair)かつ正当な会計方式という地位を獲得した。そして、この会計方式が、折柄のM & A ブームと結びついてまさに猖獗的な普及を見るに至った。それは、あたかも、その20年前のアメリカにおいて、「汚いポーリング」として悪名を轟かせた「持分ポーリング会計」(pooling of interests accounting method)が「企業合併運動の第3の波」を特徴づけたコングロマリット合併と結びついて猖獗を極めた状況を彷彿とさせるものであった。このイギリス会計の主要な特徴は、「取得(買入れ)『のれん』

の積立金での即時一括消却」* というところにあった。

* immediate write-off of acquired (purchased) goodwill against reserves
—ここでwrite-offを「消却」として「償却」とわざわざ区別したのは、「償却」(amortization: 有形固定資産の「減価償却」であるdepreciation, 鉱山・油田の「減耗償却」であるdepletion, あるいは固定負債の減債基金を通ずる返済, 社債発行差金の定期的償却などを包括する用語)が一定期間に亘る固定資産の漸次の減価あるいは固定債務の漸次の償還の過程の会計的処理の意味を持つのにたいして、「消却」(write-off)はある金額を資産、負債などと特定しないまま帳簿上から一举に除去してしまう(eliminate)会計処理を意味しているからである。イギリス会計における「のれん」のwrite-offというのは、「のれん」の資産性を認めず、それを単なる帳簿上の差額として直ちに帳簿から除去することを意味していた。「のれん」の会計基準そのものにおいても、「のれん」の「償却」(amortization)と「消却」(write-off)とは全く正反対の異なる会計方式だと見なされていたのである。

わが国で、イギリスの「のれん」会計について紹介されるばあい、このwrite-offを「償却」と表記されることがほとんどであるが、上述した理由から妥当でないと言えよう。イギリス会計基準書(Statements of Standard Accounting Practice [SSAP])の邦訳でも「償却」となっているので、引用に当っては「消却」とした。ただし、「消却」という用語ないし概念は、いまのところ、わが国で一般に認められているわけではなく、とりあえずは、本稿の造語ということになるであろう。しかし、以下の本論での解明を通じて「消却」の持つ意味は自ずと理解され得るものと考える。

なお、本稿ではgoodwillを「のれん」と表記する。暖簾、営業権という表記が一般に使用されるが、暖簾を仮名表示にしただけでとくに理由はない。営業権という表現は、今日では、特許権、出版権、商標その他の特定の無形固定資産と紛らわしく、とくにイギリスでの無形固定資産=ブランド論争などとのかかわりもあってあえて用いないことにした。

この会計方式のいまひとつ際立った特徴は、「のれん」の即時一括消却を、事実上、「連結のれん」(goodwill on consolidation)の会計処理として、それを個別財務諸表から完全に切り離したことである。それは企業結合(このばあいは「企業取得」=「企業買収」)によって親会社、子会社となったそれぞれの企業の個別財務諸表には「のれん」とその消却は全く姿を現わすことなく、「のれん」の会計処理はもっぱら連結財務諸表上でのみなされることになる。「のれん」の会計処理が個別財務諸表と事実上切り離されることによって、連結上の会計処理はある種のブラック・ボックスに転化し、そこでの会計操作は

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

個別財務諸表で存在した制約をのり越えて極限まで展開されることになった。それは、一方で、消却される「のれん」額を人為的に膨ませる（買収資産額を簿価以下に人為的にぎりぎりまで評価減=write-downする）ことを可能になると同時に、他方で、積立金の規模をはるかに超える「のれん」の即時消却を形の上で行なうことを可能にした。これは、他の諸国の会計では到底考えられないことであった。

このようにして、この時期のイギリス型「のれん」会計は大がかりな「虚偽の会計」＝「会計的詐術」、「会計的鍊金術」(accounting alchemy)として基軸的役割を演じることになり、M&Aを促進する金融的術策の重要な用具となるに至った。この時期のイギリスにおける最大の会計論争が「のれん」会計をめぐって展開されたが、それは理由のないことでなかった。比喩的表現を使えば、あたかも、生物進化の過程で、ある地域に多様な形態で生息していた種のなかのある特殊な種が環境の変化によって突然嵐のような勢いで繁殖し始めた自然史のように、80年代のイギリスでこのような「のれん」会計方式が凄まじい勢いで広がったのであった。その背景には、80年代後半にこの国で進行した金融・証券市場の自由化、いわゆる“ビッグ・バン”に媒介されたM&Aブームの空前の盛行があった。上述のように、この「のれん」の消却が積立金にたいして行われ（連結貸借対照表のレベルだけで）、期間損益には「のれん」の負担が全く生じないものであったから、企業の業績を良く見せかける上で極めて好都合な会計方式であるだけでなく、企業取得を行えば行なうほど連結利益を一挙に増大させることができたのであった。そして、イギリスではこのような「のれん」消却方式と一体の「取得会計」(acquisition accounting)のほうが、もう一つの企業結合会計方式である「合併会計」(merger accounting)＝「持分プーリング会計」(pooling of interests accounting、略称「プーリング会計」)よりも企業にとって有利であったから、この会計方式が一般に選好された。イギリスにおいて、一時期のアメリカのように「合併会計」(プーリング会計)が支配的とならなかったのは、このような事情が大きく作用したからである。

しかし、この会計方式の利用が絶頂に達したとき、この方式そのものが内蔵

する会計的仕組みによって、やがてデッドロックが生じ、破綻の時期を迎えることになる。それは、基本的には、会計方式によってというよりも、現実の企業買収が買収主体の財務能力の限界をはるかにオーバーするところまで推進された結果であるというほうが正解であろう。しかし、また、この会計方式に内在する矛盾も、同時に、露呈されることになった。会計処理の形式の上では「消却済み」となっていながら、実際には厖大な「未消却のれん」が連結貸借対照表上の各種積立金項目に「借方残高」として現われることになった（「消極的積立金」negative reserve）。さらに、極端なばあいには、未消却「のれん」残高（形式上は「消却済み」）があまりにも巨額のために、連結純資産を未消却残高が上まわってしまう（「消極的純資産」negative net assets、つまり、連結純資産がマイナスとなる）という異様な状況すら現われるに至ったのである。また、巨額の買収資金を銀行借り入れに依存してきた企業は累積債務の重圧に耐えられなくなってしまい、債務返済期限の切迫によって瀬戸際に追いつめられるに至った。そして、1990年のリセッションが襲ってくる。M&Aは急激に後退しはじめた。こうして、この「のれん」会計は大きな壁に衝き当ることになった。

ところで、70年代初頭から80年代全期をつうじて、イギリスの会計基準の制定と実施に責任を負っていた会計基準委員会（Accounting Standards Commission [A S C]）は、「のれん」の会計基準としてS S A P 22（Statement of standard of accounting practice No 22 : Accounting for goodwill）を1984年12月に、企業結合会計の基準としてS S A P 23（Accounting for acquisitions and mergers）を1985年4月に発表していた（なお、S S A P 22は、1989年に改訂されているが本質的な内容は変更されていない）。上述のような現象が現実の会計実務の上に現われたことは異常な事態であり、この会計方式をこれ以上続けることができなくなったことを示すものであった。それは、この方式を会計基準として公式に認知したS S A P 22およびS S A P 23の正統性（legitimacy）が問われるようになったことを意味した。さらに、これらの基準を制定したA S Cそのものの正統性と能力が問題とされるのも不可避であった。A S Cは、1990年2月に、「のれん」を資産計上し、20年間に亘って償却

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

することを基本的な内容とする新しい会計方式を提案した公開草案47号(Exposure Draft [E D] 47)と「合併(merger)」の要件を厳しく制限した企業結合会計についての公開草案48号を同時に発表するに至った。

しかし、従来の会計ルールの維持に利害を強く持つ企業側や監査法人その他のインタレスト・グループの改革への抵抗・反対は強く、ASCは新しい会計基準設定機構である会計基準審議会(Accounting Standards Board [ASB])と交替することとなる¹⁾。

以上が80年代後期特殊イギリス型「のれん」会計とそれをめぐる動向の概略

1) この経緯は、60年代末-70年代初頭における「持分ブーリング会計」をめぐる動きと極めて相似的であり、ある種の暗合が見出される。アメリカでは、60年代後半から70年代初頭の時期にコングロマリット合併を中心とする第3次企業合同運動の波が高まつた。この新しいタイプの企業合併(merger)と結びついたのが「持分ブーリング会計」であった。「合併」は株式交換という形式で行われることを根拠に、企業(およびその諸資産)の「売買」(=企業買収)による所有権の移転ではないとされ、合併当事者であるそれぞれの諸会社の資産・負債が合併前の簿価で結合された。これによって大きな含み資産が獲得され、合併後、旧簿価をもとにした損益計算において大きな含み利益が実現されることになった。この「ブーリング」会計は、実際には、さまざまの会計操作とも結びつき、「汚いブーリング」("dirty pooling")と呼ばれたりした。このため、ブーリング会計にたいする広範な非難の声が高まり、米国会計原則審議会(Accounting Principles Board [APB])は、1970年11月に意見書16号「企業結合会計」および意見書17号「無形資産」を公表した。そして、1969年から70年にかけてアメリカ経済は最初のスタグフレーションの襲来を受け、コングロマリット諸企業が経営危機、倒産に面するに至つた。こうして、コングロマリット合併の画期の終焉を迎える。また、ブーリング会計もしだいに下火となる(上記、意見書16、17はそのあとに出された)が、この頃、ラルフ・ネーダー・グループの運動に象徴される反独占的機運(反ベトナム戦争などの抵抗闘争もその一つ)の高まりを背景に、会計職業団体およびAPBにたいする批判が強まつた。とくに、会計原則設定機構(standard-setting body)が巨大会社と密接な8大会計事務所(Big Eight Accountancy Firms)によって直接的に支配されていることが問題となつた。議会上院政府活動委員会のメトカーフ小委員会(報告・会計・経営小委員会)でこれに関する聴聞が行われたりした。このような雰囲気のなかで、1973年、APBは解体を余儀なくされ、新しい会計基準設定機構として財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Boards)が発足した。これらの経緯については、以下の文献を参照されたい。

Joel Seligman, *The transformation of Wall Street : a history of Securities and Exchange Commission and modern corporate finance*, Houghton Mifflin Company, Boston, 1982, pp.416-559. David Grayson Allen and Kathleen McDermott, *Accounting for success : a history of Price Waterhouse in America 1890-1990*, Harvard Business School Press, pp.159-160. 早川豊『米国企業会計制度の研究』北海道大学図書刊行会、1982年。武田安弘著『企業結合会計の研究』白桃書房、1982年。A.J.ブリロフ著「熊野実夫／今福愛志／中根敏晴訳』『現代企業と不正経理』マグロウヒル好学社、1980年。

であるが、1984—89年の時期こそこの会計が支配的実務となった1つの画期であったことがおよそ理解され得るであろう。

これまで、イギリスの上記の時期の「のれん」会計についてとりあげたわが国での研究はいくつか存在する²⁾。それらは、それぞれの角度からこの会計方式のイギリス的特徴を明らかにすることを意図したものとして一定の価値を有していた。だが、それらの研究は、80年後期に会計基準で公式に認められ、普及を見た「のれん」の即時消却会計の基本構造や、また、それがイギリスのこの時期に特有のものにすぎず、そして、それが内包する極度の操作主義と不公正によってやがて破綻を迎えるを得なくなるという、歴史的に短命な会計方式であったことを必ずしも十分に明らかにし得ていなかった。そのため、それが単なる特殊イギリス型会計方式として一般化（あるいは絶対化）されて受けとめられるにとどまる惧れがあった。本稿は、そのような点を念頭に置きつつ、これまでわが国でほとんど知されることのなかったこの会計の特徴と仕組みの解明を試みるものである。

なお、最近になってわが国でイギリス会計あるいはイギリス会計基準に関する新しい研究著作が相次いで出されているが、80年代の「のれん」会計問題に触れたものがほとんど全くないのは極めて不思議と言わざるを得ない。イギリスの会計問題、会計基準の問題として論議の中心となったのは、70年代のインフレーション会計に続いて80年代の「のれん」会計および企業結合会計であり、イギリス会計界はこれをめぐって激動したと言えるほどであったにもかかわらず、わが国のイギリス会計研究者の視野にそれが入らなかったというのはまさに理解し難いことである。その問題意識が問われるのではないだろうか。

2) 80年代イギリス「のれん」会計についての、わが国での研究・紹介としては以下のような文献がある。鈴木伸治「イギリス会計の特徴——固定資産の時価評価と営業権の償却について」『企業会計』1991年7月号。小宮靖夫「M&Aに関する会計の一考察——ギネス／ディスティラーズの事例」日本証券経済研究所論『M&A（合併・買収）——内外の事例研究』1990年、所収。小宮靖夫「合併・買収会計」遠藤孝・角瀬保雄編『現代会計・課題と展望』ミネルヴァ書房、1993年所収。武田安弘著、同上書、249—263ページ。

2 M&Aとイギリス型「のれん」会計の特殊な画期——1984—1989年

本論に入る前に、まず、80年代イギリス型「のれん」会計実務の普遍化を促進する要因となった企業買収・合併（M&A）の基本的動向について概観しておこう。それは、1984年以降がイギリスにおけるM&Aの1つの新しい画期をなしていることを検証するという意味をもち、これが、また、80年代イギリス型「のれん」会計の画期と合致していたことを裏付けるものとなるからである。ここでの検証は、あとの本論第2節以下の分析とつながっていく。

第2に、80年代後期におけるイギリス「のれん」会計の特殊な方式が原則的基準として公式に認知され、制度化される以前には多様な会計処理パターンが実務として行われていたことについて考察される。これは、いろいろなパターンの「のれん」会計処理方式のうちの1つが「優生種」として選択され、イギリス特有の会計方式モデルに昇華していったのは何故かということを見る上で必要であったからである。

〔1〕まず、第1の点について。第1表および第2表によって、1984年がイギリスのM&Aの新しい展開の出発点をなし、件数・金額、国内粗固定資本形成に占めるM&A投資額の割合などの指標で86年に飛躍が始まったことを確認することができるであろう。そして、その飛躍への始動が84、85年にすでに進行していたことも確認され得るであろう。なお、この表によれば、1968年、1972年にも件数および固定価格での金額で86、87年に匹敵するほどの状況が現われているが、それは単年度現象にとどまった。73年以降は石油ショック、世界的スタグフレーションなどによって、持続することができないまま後退を余儀なくされていったことが窺われる。イギリス会社による外国会社の取得動向ではこれと多少異なる傾向が見られ、75—77年の一時的後退期をのぞけば85年まで一貫して増大していく趨勢にあったと見ることができる。全体として見るならば、84年以前と以降とで状況が大きく変化したことが読みとられ、後節の諸データとつなげて見れば1984—89年がイギリスにおけるM&Aブームの未曾有の展開局面であったことは明白であった。それは僅か6年間のことであり、本稿で問題とされるイギリス型「のれん」会計が正統性をもって機能したのも、実は、この期間のことすぎなかったのだということを、さし当って、念頭に入れて

第1表 イギリス国内で行われた商工業会社によるM & A動向
(1967-87年)

	M & A件数	金額 (時価による) (100万ポンド)	金額 (1987年価格による) (100万ポンド)	国内粗固定資本形成に占める割合 (%)
1967	763	822	8107	35
1968	946	1946	13580	73
1969	846	1069	7549	37
1970	793	1123	8951	34
1971	884	911	6144	27
1972	1210	2532	13409	67
1973	1205	1304	7982	27
1974	504	508	5296	9
1975	315	291	2423	4
1976	353	448	3118	6
1977	481	824	4472	8
1978	567	1140	5489	9
1979	534	1656	7025	12
1980	469	1475	5855	10
1981	452	1144	4024	8
1982	463	2206	6712	14
1983	447	2343	5636	15
1984	568	5474	11069	28
1985	474	7090	11614	29
1986	696	14935	19718	57
1987	1125	15363	15363	n.a.

(原資料) Business Monitor MQ7;Economic Trends, Annual Supplement 1988 Edition.

1. ここに示される数字は、FT Actuaries, Industrial (500種) 指数による
2. 予測数字

(出所) K.D.George (ed.), *Macmillan's Mergers and Acquisitions Year-book*, Macmillan Publishers, London 1988, p.xxix.

置く必要がある。ブームは86年からさらに高まり、89年にピークを迎える（後述68-70ページを参照のこと）。このピークをもってM & Aは下降に転じ、それがこの時期に特有の「のれん」会計方式が行き詰まりに向かう転機となった。この会計方式が破綻するのは、たんに90年の不況到来とそれによるM & Aの後退という外的要因だけではなく、この会計方式が孕む内的矛盾がM & A盛行期に累積されたためである。それについてはあるの本論で詳しく触ることにして、この時期のM & Aの特徴について見ておく必要がある。

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

第2表 イギリス会社による外国会社取得

件数	現在価格での取引額		1987年株価で 計算された取 得取引額 (100万ポンド)
	総額	M & A取引額全 体に占める割合 (%)	
1969	43	29	2.6
1970	52	106	8.6
1971	62	73	7.7
1972	85	90	3.4
1973	88	179	12.1
1974	53	121	19.2
1975	18	41	12.4
1976	17	65	12.7
1977	18	143	14.8
1978	30	350	23.5
1979	65	345	17.2
1980	51	941	39.0
1981	150	726	38.8
1982	95	770	25.9
1983	58	387	14.2
1984	74	816	13.0
1985	64	932	11.6
1986	89	3333	18.3
1987	223	7048	31.5

(原出所) Business Monitor MQ7;Economic Trends, Annual Supplement
1988 Edition.

(出所) op.cit., p.xxx.

1987年のデータによるが、その第1は、「大型企業結合」の件数がかなりの割合を示すようになっていること、結合形態として「取得」の件数が圧倒的に多く、「合併」の割合が極めて小さいことである。第4表は、取引規模2500万ポンドを超える企業結合117件だけについて見たものであるが、取引規模1億ポンド以上のものが43件となっていて、1億ポンド未満5000万ポンドのカテゴリーの23件をはるかに上まわっている。また、結合形態で見ると「取得」が67件で圧倒的に多く、「合併」は僅か10件にすぎない。「部分買収」、「マネージメント・バイアウト」も「合併」のカテゴリーに入らず、広い意味で「取得」のなかに含められるとすれば、「取得」がほとんどを占めるということができるであろう。また、「取得」だけをとってみると、1億ポンド以上の大型が25件を占めた。5000万ポンド超の大型66件の内訳分布では「取得」が39件と58%を

第3表 1987年における上位66の企業結合取引（取引額5000万ポンド超のもの）

結合主体	ターゲット企業	取引の型	取引額 (100万 ポンド)
TSB Group	Hill Samuel Group	A	777
Argyll Group	Safeway Food Stores	A	681
British & Commonwealth Holdings	Mercantile House Holdings	A	550
Reed International	Octopus Publishing	A	534
Maxirace	MFI Furniture Group	MB	505
Compagnie du Midi	Equity & Law	A(H)	457
Sears	Freemans	A(HP)	429
FKI Electricals	Babcock International	M	415
St. Paul Companies	Miret Holdings	A(FP)	370
Equiticorp (NZ)	Guinness Peat Group	A(H)	356
Mountleigh Group	Stockley	A	355
Next	Combined English Stores	A	323
Williams Holdings	Reed International (Paints and DIY division)	D	285
Rank, Hovis, McDougal	Avana Group	A(H)	282
Mountleigh Group	Pension Fund Property Unit Trust	A	271
Willis Faber	Steward Wrightson Holdings	A	266
RTZ	MK Electric	A(HP)	263
Private Investors	Hays Group	MB	255
British Airways	British Caledonian	A(H)	250
Ferranti	International Signal & Control	M	249
Granada	Electronic Rentals Group	A(HP)	249
United Newspapers	Extel Group	A(H)	246
Woolworth Holdings	Sugar Drug Stores	A	235
Tesco	Hillards	A(H)	228
International Thompson Org.	Associated Book Publishers	A	209
Forcefern Ltd	Martin CTN Group	D	202
British Commonwealth Holdings	Abaco Investments	A(FP)	189
Hawley Group	British Car Auction Group	A	182
ASW Holdings	Allied Steel & Wire	MB	181
Whitbread	James Burrough	A	170
Scottish & Newcastle	Matthew Brown	A(H)	170
Hudson Place Investments	International Leisure Group	MB	150
APV Holdings	Baker Perkins	M	147
Ohbayashi	Financial Times HQ	D	143
Gilbert House Investments	Singer & Friedlander Holdings	D	143
Atlantic Computers	Comcap	M	138
Williams Holdings	Berger, Jenson & Nicholson	D	133
Brent Walker Group	Lonrho (Metroline Casino Division)	D	128
GEC	TI's Creda Domestic App. Division	D	126
City Quest	Wickes	MB	120
Bass	Horizon Travel	A	101
Mount Charlotte Investments	International Leisure Group	D	100
Amec	Brent Walker Group	D	100
Evered Holdings	London & Northern Group	A(H)	99
Belhaven Group	Garfunkels Restaurants	A	94
Rosehaugh	General Funds Investment Trust	A	90
Brent Walker Group	Trocadero Development	D	90

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

結合主体	ターゲット企業	取引の型	取引額 (100万 ポンド)
Colorol Group	Crown House	A	87
Avis Europe	CD Brammell	A	87
Morgan Crucible	Holt Lloyd International	A	83
Suter	Mitchell Cotts	A(H)	76
BET	Scott Greenham Group	A	75
Private Investors	R H Group	D	74
Godfrey Davis (Holdings)	Sunlight Services Group	M	70
Heworth Ceramics	TI Glow Worm	D	64
Kennedy Brookes	Barclays Hotel Group	D	64
Control Securities	London & Edinburgh Trusts	D	62
Raine Industries	Aberdeen Construction Group	A	61
Brookmount	Trafalger House	D	60
Aurora Group	Hampton Trust	A	60
Gilbert House Investments	Centrovincial Estates	A	59
Randworth Trust	London & Provincial Shop Centres	A	59
Mecca Leisure Group	Astley's, Ladbroke Holidays	D	55
Inspectorate UK Holdings	United Leasing	A	53
Kennedy Smale	McLeod Russel	M	52
Granada Group	WSL Holdings	A	52

A=友好的買収

A(H)=敵対的買収

M=合併 (merger)

A(HP)=敵対的買収（未完了）

D=部分買収 (divestment)

A(FP)=友好的買収（未完了）

MB=マネージメント・バイアウト

(出所) K.D.George (ed.), *Mcmillan's Mergers and Acquisitions Yearbook*,
Mcmillan Publishers, London, 1988, p.viii.

第4表 1987年のイギリスにおける2500万ポンド以上の
大型M&Aの規模別・種類別件数分布

M&A 取引規模 (100万ポンド)	取得 (acquisition)	合併 (merger)	部分買収 (divestment)	マネージメント・ バイアウト	合 計
25< 50	28	4	17	2	51
50<100	14	2	7	—	23
100以上	25	4	9	5	43
合 計	67	10	33	7	117

(出所) op.cit., p.vii.

占め、「合併」は僅かに6件を見るに過ぎなかった。この66件（5000万ポンド超）の具体的リスト（第3表）を見ると、T S Bによるヒル・サミュエル・グループの取得は7億7700万ポンドという規模であり、第2番目のアーガイル・

グループによるセーフウェイ・フード・ストアーズの取得は6億8100万ポンドであった。5億ポンド以上の「大型買収」は4件もあったことが認められる。「合併」としては、第8位4億1500万ポンド(F K I エレクトリカルとバブコック・インターナショナルとの合併)が上位に顔を出しているだけであった。

なお、このリストに出てくる結合主体会社のなかに、80年代後期型「のれん」会計を頻繁に利用することで注目された企業グループが顔を並べている。そのようなものとして、T S Bグループ、アーガイル(Argyll)グループ、ブリティッシュ・アンド・コモンウェルス(British & Commonwealth Holdings—この会社は、この時期に「のれん」の積立金即時消却方式を20年償却方式に会計方針を変更したこととくに注目を惹いた)、リード・インターナショナル(Reed International)、ウィリアムズ・ホールディングズ(Williams Holdings)、ランクス・ホーヴィス・マクドゥーガル(Rank Hovis McDougal—同社は80年代後期に頻繁に企業買収を行なったが、最後は自らがTomkinsによって、テイク・オーバーされる羽目となった)、ブリティッシュ・エアウェイズ(British Airways—この多国籍航空会社は90年代の今日もなお、国際的テイク・オーバー活動を展開していることで有名。このリストでは、イギリスの伝統的航空会社であったBritish Caledonia〔BCal〕を買収している。Accountancy, August 1988に、この買収の会計処理が紹介されている)、ブレント・ウォーカー(Brent Walker)グループ、モーガン・クルーシブル(Morgan Crucible)、B E Tなどがそれである。なお、この87年には広告業の巨大企業サーチ・アンド・サーチ(Seatch & Seatch)がアメリカのテッド・ベイツ(Ted Bates)グループを4億ポンド超の巨額で買収しているが、国際的M&Aであるためか、それはこのリストには出ていない(逆に、大林組によるFinancial Times HQの部分買収は対内企業結合としてここに掲示されている)。

以上によって、1984-89年にイギリスでM&Aブームが展開されたこと、その大部分が「取得」形態をとったこと、「大型M&A」が顕著となったこと(英企業による外国企業買収=国際M&Aも飛躍的に増大したこと)などの新しい画期が現われたことが確認され得る。

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

[2] 第2は、「取得のれん」(acquired goodwill)の積立金での即時一括消却という会計処理が1985-89年という時期にいわば普遍的方式としての地位を占める以前の時期には、どのような「のれん」処理がなされていたのかという点についての考察である。この問題は、イギリスの「のれん」会計（あるいは財務会計システム全体）のあり方の歴史的変遷を分析する上で極めて重要な意義を持ち、本格的な資料調査にもとづく研究が必要とされる。しかし、目下のところそのような体系的研究を見ることができないので、いくつかの断片的データを手掛りとして表面的なサーベイを行なうにとどまらざるを得ない。

武田安弘教授（愛知学院大学）は、大著『企業結合会計の研究』（1982年）の第11章「アメリカ企業結合会計の国際的影響」の第2節「イギリスの企業結合会計」のところで、70年代初頭におけるイギリスの状況について興味ある紹介をしておられる。それは、主としてイングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）の会計基準起草委員会（ASSC-ASCの前身）が1971年1月に発表した公開草案第3号（ED3）「取得と合併の会計（標準的会計実務試案）」の内容とそれに対する批判的見解について論及されたものであるが、84-85年に制度化された基準を考える上でも参考になる。とくに、ED3がアメリカ型の「合併会計」＝「持分プリーリング会計」の導入を図ろうとしたことに対する反対意見も紹介されている。「企業結合を取得と合併とに分類し、持分プリーリング会計を導入することにはきわめて批判が強く、伝統的な取得会計によって一元的に処理する見解が有力である。また、合併会計は1948年会社法に違反する。このため、ED3は今日まで会計基準として設定されていない」（263ページ）と要約されている点は非常に興味深い。

ED3は企業結合会計についての基準案であって、「のれん」そのものの会計処理について直接にそれを取り扱ったものではない。しかし、ED3における「取得」と「合併」の会計の相違を示すものとして、「取得」会計では貸借対照表（連結）に「のれん」が現われるとされていることである（〔第5表〕J.BorseyおよびJ.P.Wilsonに拠って武田氏が紹介したもの）。

のちに、84年にはじめて正式の会計基準となったSSAP22〔第1部・解説〕において、「この基準書では、原則として（normally）買入れのれんを即時消

第5表 ED 3にもとづく「取得会計」の計算モデル

〔例〕A会社は、株式の市場価額にもとづいて、B会社を株式交換により取得した。A会社はB会社の株式15株に対してその株式32株の割合で発行した。両社の貸借対照表は次のとおりである（イギリスにかける表示法はわが国と（貸借の位置が左右）逆である）。

		貸借対照表	
A会社		(単位 ポンド)	
資本金	2,000,000*	有形資産	3,000,000
分配可能積立金	1,000,000		
	<u>3,000,000</u>		<u>3,000,000</u>

* 発行済株数 普通株式2,000,000株（額面金額1ポンド、市場価額3.375ポンド）

		貸借対照表	
B会社		(単位 ポンド)	
資本金	1,500,000*	有形資産	2,000,000
分配可能積立金	500,000		
	<u>2,000,000</u>		<u>2,000,000</u>

* 発行済株数 普通株式1,500,000株（額面金額1ポンド、市場価額7.2ポンド）

(B会社取得時におけるA会社の処理)

(資本金) 3,200,000⁽¹⁾ (投資) 10,800,000⁽²⁾

(分配不能積立金) 7,600,000

$$(1) \text{ £ } 1 \times \text{発行株数} 1,500,000 \times \frac{32}{15} = \text{£ } 3,200,000$$

(2) A社の対価総額（発行株式の市場価額総額）

$$= \text{£ } 3.375 \times 3,200,000(\text{株}) = \text{£ } 10,800,000$$

(取得後のA会社)

		貸借対照表	
A会社		(単位 ポンド)	
資本金	5,200,000	有形資産	3,000,000
分配不能積立金	7,600,000	投資	10,800,000
分配可能積立金	1,000,000		
	<u>13,800,000</u>		<u>13,800,000</u>

(連結時の処理)

(投資) 10,800,000 (資本金) 1,500,000

(分配可能積立金) 500,000

(暖簾) 8,800,000

連結貸借対照表

		連結貸借対照表	
		(単位 ポンド)	
資本金	5,200,000	有形資産	5,000,000
分配不能積立金	7,600,000	暖簾	8,800,000
分配可能積立金	1,000,000		
	<u>13,800,000</u>		<u>13,800,000</u>

J.Borsay and J.P. Wilson, "Distinctions are Artificial", *Management Accounting*, July 1971, p.208.

(出所) 武田安弘, 同上書, 255-6ページ

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

却し、財務諸表に記載しないことを要求している」(田中弘・原光世訳,『イギリス会計基準書』,中央経済社,1990年,305-6ページ),あるいは、「連結に当って、……こののれんは、この基準書で述べているように財務諸表に記載してはならない」(310ページ)とされたのと考え合わせると、積立金による即時消却はまだ正統性を確立していなかったものようである。

さらに注目されるのは、武田教授が上の設例紹介のあとに、「この例では、暖簾は有形資産の公正価額にもとづいて配分されない。イギリスでは、対価の総額が被取得会社の純資産の帳簿価額をこえる場合、その超過額は、そのまま暖簾として処理されることが多い」(256ページ)と指摘されている点である。この点は改めて研究調査によって再検証するに値する興味ある事柄であるが、武田教授の指摘の通りだとすれば、この面でもS S A P 22によって大旋回が成し遂げられたことになり、後述のように、「公正価値」(fair value)会計の名のもとに1985-89年の時期に異様なまでの会計操作の「合法的な」濫用を見るに至るのである。

1974年にA S S Cは、「のれん」会計の基準案策定作業を開始したが、問題を十分に掘り下げるために2つの小委員会を設け、A小委員会は「のれん」の資産計上と最大限40年間での償却の立場を提起する立場のもの、B小委員会は「のれん」を資産と認めず積立金で即時消却することを提起するものとした。だが、A S S Cは、これら小委員会の提案を検討する遅もないうちに、インフレーション会計問題に埋没させられていき、この問題は自然消滅となってしまった。

1978年にE C第4会社法指令書(会社の計算書類規則)が採択され、これに絡んで「のれん」の会計処理基準確定問題が日程に上り、78年にA S C (A S S Cが発展的解消を遂げて生れたもの)は、討議パネルを設定することにし、パネルでの報告が、1980年にディスカッション・ペーパーとして公表されている。この時のパネル案は、イギリス商務省(DoT, のちの通産省〔D T I〕)の方針——E C加盟国が選択している「のれん」の経済的耐用年数をこえない範囲で5年以上の期間に償却することに沿う——を支持する内容のものであった。ここでも、即時消却方式は公然たる認知を受けていなかった(Peter A.

Holgate, The history and regulation of goodwill accounting, in : Michael Power(ed.), *Brand and Goodwill Accounting Strategies*, Woodhead Faulkner Limited, 1990, p.11)。

ところが、ディスカッション・ペーパーの提案をめぐって賛否両論が激しく対立し、償却案についてコンセンサスは成立しなかった。それは即時消却にインタレストを持つ勢力の猛烈な反対に直面したからであった。そこで、今度は、ASCは、パネルに即時消却を基本とする草案の策定を委嘱することになったが、積立金での即時消却に完全移行したばあい、消却不足が生じ、積立金の勘定に借方残高が生じる企業があり得ることが懸念され、償却方式も併せて認めることになり、ED30が1982年に発表されるに至った。ED30についても多様に意見が分れた。しかし、「即時消却を選好する意見が多数派であることに鑑み、また、即時消却のほうが償却よりもはるかに一般的な実務となっているという事実を考慮に入れて、草案作成委員会はASCにたいし、基準はひきつづき方法の選択権を認めていかなければならないとしても、基準そのものはあくまで即時消却を優先させるという立場を明らかにすべきである」と勧告した(op.cit., p.12)。

このように、イギリスにおける「のれん」会計実務の現実的動向は即時消却を指向するものが大勢を占めていたことが明らかであった。こうして、1984年12月にSAP22が、翌1985年5月にはSAP23が正式の基準として発表され実施していくことになる。折しも、M&Aがブームを迎える、また、85年以降の全面ドル安という状況のもとでイギリス企業によるアメリカ企業の買収も激増し、国際的M&Aも飛躍期に突入することになった。イギリス「のれん」会計の新しい画期が始まったのである。それは「のれん」の積立金による即時消却ということを基軸とする高度に洗練された会計操作の実務的体系であった。

ここで、少し視角を変え、70年代から80年代にかけて、実際にどのような「のれん」の会計処理が行われていたかについてのいくつかのデータを見ておくことにしよう。第6表はICAEWが1973-4年の実態について300社を対象にサーベイした結果である。それによると、実際に何らかの処理を行っている209社のうち、「原価のまま維持」(償却も消却もしないで貸借対照表に資産と

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

第6表 イギリス300社における「のれん」の会計処理方式の内訳（1973—4）

処理方式	会社数
企業取得時に一括消却 (written off)	71
年々償却 (amortization)	6
評価減 (written down) しかし「年々償却」とは見なされない	58
原価のまま維持	72
その他	<u>2</u>
	209
「のれん」について全くとり上げない	<u>91</u>
	300

(原出所) ICAEW, *Survey of Published Accounts, 1973—74*.

(出所) Peter A. Holgate, *The history and regulation of goodwill accounting*, in : Michael Power (ed.), *Brand and goodwill accounting strategies*, Woodhead-Faulkner Ltd, 1990, p.10.

第7表 60年代末—70年代初頭のイギリスにおける「のれん」の会計処理の種々の方式（66社について）

	1969年 (%)	1971年 (%)
固定資産として表示 ^a	15	14
固定資産としても流動資産としても表示しない ^a	29	32
積立金 (reserve) からの控除として表示	9	9
積立金として表示 (shown as a reserve)	11	8
積立金で消却 (write off)	62	58
同一年に 2 つの処理をしている会社	<u>(26)</u>	<u>(21)</u>
	<u>100</u>	<u>100</u>

(原注) a 資産の償却 (amortization) 実務を行っていた会社は、1969年で上記全会社の14%，1971年で17%であった。

(原出所) T.A. Lee, *Accounting for goodwill, Accounting and Business Research*, Summer 1973, Appendix 4.

(出所) Christopher Nobes, *A political history of goodwill in the U.K. : an illustration of cyclical standard setting*, ABACUS, Vol.28, No.2, 1992, p.

して計上する) が最も多くて72， そのつぎが「即時消却」で71， 第3が不規則な「評価減」(write-down) で58となっていて， 規則的「年々償却」(amortization) は僅か6にしか過ぎなかった。これを見ると，「即時消却」が「評価減」と並んでかなり多いことがわかる。しかし，状況は無秩序で，企業の自由

第8表 1978-1989年のイギリスにおける「のれん」の会計処理実務の動向（300社について）

	1978-9	1979-80	1980-1	1988-9
取得原価（支払対価）で表示	77	43	29	6
年々償却（amortized）	29	46	30	9
即時一括消却	125	157	195	213
小計	231	246	254	228
処理方式不明または「のれん」なしのもの	69	54	46	72
合計	300	300	300	300

（原出所） ICAEW, *Survey of Published Accounts, 1981-82*およびICAEW, *Financial Reporting, 1989-90*に拠る

（出所） Christopher Nobes, op.cit.

な選択に委ねられた放任状態にあったことが読みとれる。69、71年の100社についてのサーベイ（第7表）を見ると、「積立金からの控除として表示」、「積立金として表示」、「積立金で消却」という広い意味で同じカテゴリー（損益勘定を通さない）に属すると考えられるものが75-80%を占め圧倒的であることがわかり、「年々償却」は全くない。「同一年に2つの処理をしている」ケースが21-26%もあったというのには驚かされる。当時の段階では会計ルールがなくカオス状態で野放しになっていたことが窺われる。

第8表で見ると、「即時消却」が圧倒的に多く、「年々規則的償却」は極めて少い。そして、SSAP22（1984年12月）実施以降の1988-89年には、「即時消却」が大勢を占めるに至ったことがはっきりとわかる。

これらのサーベイをとおしても、イギリスにおいて、SSAP22以前の時期から「のれん」の積立金による即時消却実務が広く定着していたことは否定しがたい歴史的事実であり、SSAP22が生まれたのは決して根拠がないわけではなかったことがわかる。なにゆえ、イギリスにおいてそうだったのかということについては、本稿の能力を超える問題であり、興味ある今後の研究課題であると言えよう。

しかし、このような、いわば特殊イギリス型「のれん」会計が80年代末-90年代初頭に決定的な破綻の局面を迎えることになる。それは、その極限までの

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

発展によって自らを否定するという実に弁証法的な過程を80年代後期の僅か5年ほどの間に駆けぬけたのである。

どのようにしてそうなったのか。それが、本稿のテーマである。

I 80年代後期イギリス「のれん」会計実務の基本構造

80年代後半に公式の制度的認知のもとに支配的実務となったイギリスの「のれん」会計に特有の基本的特徴について、まず、概略的に見ておこう。

[1] 「のれん」の会計処理が問題となるのは、企業結合の2つの主要形態〔「取得」(acquisition) と「合併」(merger)〕のうちの「取得」(=「買収」)の場合である。「取得」では、被取得会社 (acquiree) の所有権はその株主から取得会社 (acquiror) の手に移転する。これは、企業の個々の資産が売買されるのではなく、総体としての企業そのものが売られ買われる所以あり、そこで、この総体としての企業の売買価格というものが成立し、取得会社はその総体としての対価を支払う (consideration)。しかし、また、他方で、この被取得会社は個々の有形資産や個々の無形資産 (特許権や出版権、水利権など) および債務から成り立っている。取得会社が総体としての企業の買収のために支払った代価の大きさと、個々の諸資産・負債のネットの価値 (純資産額) との間には差額があるのがふつうであり、これが「のれん」と呼ばれるものである。この「のれん」は、かつては支払代価と純資産の簿価との差額として計算されていた^(注)。しかし、企業取得は企業およびその純資産 (資産・負債) の所有権の移転であり、売買であるのだから、簿価ではなく、現在の市場価値あるいは適正な現在価値で純資産を評価したうえで「のれん」が算定されるべきだというように変ってきた。こうして、取得企業による支払代価および被取得純資産のいずれも「公正価値」(fair value) で評価し、取得した「のれん」(買入れ「のれん」purchased goodwill) の計算が会計的に行われるようになった。

注) たとえば、エリック・L・コーラー編の『コーラー会計学辞典』1970年版 (染谷恭次郎訳、丸善、初版1973年、複刻版1989年) のgoodwillの項ではつぎのように

説明されている。

「2. 全体としての企業に対して支払った価額が購入したすべての正味有形資産の帳簿価額を越える、あるいは計算価額または一般に認められた価額を越える超過額：通常このようにして取得した営業権のみが勘定に示され、財務諸表に示される」(242ページ)。

このように、「のれん」の会計で、まず問題となるのは、この「のれん」そのものの大きさの会計的算定と記帳ということである。

80年代イギリス型「のれん」会計のこの手続段階での特徴は、被取得純資産の「公正価値」評価という点にあり、その具体的な詳細については本論のあとでさらに明らかにする。ここで注目すべき重要な点は、この「公正価値」評価という名目のもとに、算定される「のれん」の額が、実は、簿価をもとにして計算されたばあいよりもはるかに大きくなるということである。つまり、取得される純資産の「公正価値」がその簿価以下に評価されるような会計になっているのである。ふつう、現在の市場価値を念頭に入れた「公正価値」は簿価よりも大きくなるはずだと思われるにもかかわらず、そこでは逆になるのである。さらに、問題なのは、ここで「企業買収後に被買収企業にかかる予想される損失や企業の合理化・再編成のコスト」(これに、引当金を設定し、債務として扱う)というものが取得純資産の最初の評価合計額から差引きられ、それによって取得純資産の「公正価値」はその簿価よりもはるかに低くなり(時にはそれがマイナスとなるケースすらある)、「のれん」が著しく過大に算定されるようになっていることである。

[2] 第2に、ここでとくに強調しておかねばならないのは、この「のれん」の会計的算定というものが、個別企業の財務諸表、財務会計のなかで行われるのではなく、連結会計(consolidation accounting)の上で行われるということである。今日、支配的な企業取得においては被取得会社が法人としての形式と実体をそのまま維持して子会社として存続するという形態をとるのが一般的となっている。このばあい、被取得会社(=子会社)の純資産は取得会社(=親会社)の個別貸借対照表に直接合体され、買収投資額と相殺されることはない。したがって、「のれん」はそこでは現われないことになる。取得会社の買

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

収対価支払額は、取得会社の個別貸借対照表では「子会社投資」として示されるだけである。この親会社の「投資」勘定と子会社の純資産とが差し引きされて「のれん」が計算されるのは、親会社と子会社のそれぞれの貸借対照表を連結するときに、連結の場面においてのみである。連結財務諸表で「のれん」がどのように計算されようと、親会社の（そして、また、子会社の）財務諸表には全く影響を与えない。「のれん」の計算にかかわりのある「公正価値」調整(fair value adjustment)も、取得会社=親会社の個別企業会計とは全く無関係のかたちで、連結会計の場で展開される。

この点について、SSAP22の第18項ではつぎのように説明されている。

「親会社(holding company)が他会社を取得し、その処理に合併法を採用しなかった場合、被取得会社の株式への投資(the shares in the acquired company)は、支払った対価の公正価値に基づく原価によって親会社の個別貸借対照表に記載することになろう。親会社の立場から見ると、処分可能純資産とは個々の資産および負債ではなくて、被取得会社の株式への投資そのものだからである。通常、取得した株式の公正価値は支払った対価の公正価値に等しくなるため、親会社の会計帳簿に買入れのれんは生じないであろう。この基準書では、企業集団財務諸表または子会社もしくは関連会社(associates)のいずれかの財務諸表に計上されている連結のれんの消却と関連させて、親会社の財務諸表に記載する被取得会社株式への投資簿価を修正することを要求していない」(上記『イギリス会計基準書』、310ページ)。

被取得会社が子会社のかたちで存続するのではなく、取得会社の企業実体(エンティティ)のなかに名実ともに吸収されてしまう「吸収合併」のばあいには、「のれん」の会計は取得会社の個別企業会計の枠組みのなかで行われるので、買収資産や「のれん」の評価をどのように行うかによって、取得会社の業績の会計計算は直接的な影響を蒙ることになる。それゆえ、そこでは会計操作の程度にそれなりの限界がある。ところが、連結財務諸表での「のれん」の会計処理がそれ自体として独自に行われるようになったことにより、極端なばあいには、それがほとんどフィクションに近いものとなっても、それ自体は現実の各企業実体の個別会計には何らの影響も及ぼすことではなく、したがってそこでは会計操作の自由が極めて大きく広げられることになった。

こうして、まず80年代イギリス「のれん」会計の第1の特徴は、連結会計と

むすびついた「公正価値」調整計算を媒介するところの「のれん」の過大評価という点に見られる。そして、この被買収資産の「公正価値」評価のなかに「企業取得後の損失やリストラクチャリング・コスト」を組み入れることによって、この損失やコストを損益勘定を通さないで処理してしまう（後述参照）ことも、他の諸国には見られないイギリス会計の際立った特徴となった。

このようなわけで、イギリスの「のれん」会計のなによりも主要な特徴は、「のれん」の即時一括消却ということにあり、それを損益勘定を通さないで、貸借対照表のレベルで積立金で全額一挙に消却してしまう（immediate write-off against reserve）というところに見られた。

そして、これも、連結会計のレベルで行われ、取得会社（＝親会社）の個別財務諸表は、連結レベルで「のれん」がどのように消却されようと全く何の影響も蒙ることはなく、それによる変化も現われない。積立金での消却ということであるから、消却を大規模にくりかえし行えば、取得会社の貸借対照表の積立金は涸渇し、資本構成は悪化し、株主持分（shareholders' funds）にゆゆしい状況が現われそうに思われるけれども、そのような事態は会計上は全く生じないのである。すでに、第1のところで見たように、取得会社（＝親会社）および被取得会社（＝子会社）の個別財務諸表の上では「のれん」とその会計処理は全く現われないのであり、もっぱら連結財務諸表の上でしか「のれん」の会計は行われないからである（しかも、原則として連結貸借対照表上でも「のれん」は消去されねばならず、それを計上してはならないこととされていた）。たとえば、イギリスの「のれん」会計では、連結の場において、企業取得の代価として新たに発行された株式のプレミアム分（株式発行差金、積立金の1つ）で「のれん」の消却が行われることがしばしばである。しかし、連結会計上で、この株式発行差金を「のれん」消却のために使い果たしても、親会社の個別貸借対照表上の株式発行差金には何の変化もないである。親会社の個別会計のレベルでは「のれん」計上の会計がない以上、その消却の会計もないからである。

もちろん、だからとて連結会計が全くの架空のものであり得るわけではなく、一定の会計ルールがあることによって、また、積立金の規模に客観的限界があ

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

ることによって、「のれん」を積立金で無限に消却しつづけることはできず、そこには自ずと制約が存在した。にもかかわらず、それをのりこえて消却が進められたのである。

ところで、この「のれん」の積立金での即時一括消却は、貸借対照表のレベルで処理され、損益勘定には全く影響を与えることはない。それゆえ、親会社と被取得子会社の利益はストレートに合算され、「のれん」を費用として償却する（amortize）ばあいに比較すれば、企業の連結利益は飛躍的に増大する。また、「公正価値」評価によって取得有形固定資産価値は簿価よりも低くなるので、連結上の減価償却費は少くなり、損益計算（連結）の利益はさらに大きく現われる。しかも、さきに見たように、企業取得後の損失や合理化費用も「のれん」とともに消却してしまうので、取得後の損益計算はそれだけ身軽となることができたのである。

このような「取得会計」および「のれん」会計は、簿価で結合資産を連結するばあいよりも、はるかに利益を大きく計算することができる点で有利であるため、イギリスでは「合併=プリング会計」よりも、この会計方式が選好されることになった。

さらにつけ加えておくなれば、被取得企業群のうちの1部を取得後に売却処分するばあいに、それを連結上で処理すれば、「公正価値」評価で簿価以下となった企業の売却によって大きな処分益を実現することができた^{注1)}。

注) たとえば、1990年、1991年に以下のような事例が見られたことが報告されている。

(1) グランド・メトロポリタンPLC（酒類・食品・飲料の製造販売分野の国際企業集団）は、1990年9月30日を期末とする年度に、一連の企業売却処分による「臨時利益」（extraordinary profit、「異常利益」と公式の訳語を付すべきであるが、一般には分りにくいのでここでは「臨時…」とした）が4億6100万ポンドあったことを明らかにした。しかし、同社の連結財務諸表脚注25「貸借対照表積立金の変動にかんする諸勘定」のところで、売却処分にかかる「のれん」の振替消却によって3億7800万ポンドの損失があったと記されていた。もし、これを上の「臨時利益」から差し引けばこの利益は僅か8300万ポンドにしかすぎなかったことになる。

(2) サーチ・アンド・サーチ（国際的広告業企業グループ）は、1990年9月30日に至る年度に、複数の子会社の売却処分に関して3210万ポンドの損失を計上したが、

それは同社グループの同年度「臨時損失」総額7390万ポンドの40%以上を占めていた。しかし、実際には、勘定脚注16を見ると、売却処分子会社にかかる「のれん」の消却損が1億5220万ポンドあり、これを含めれば全体の「臨時損失」は2億2610万ポンドとなるはずであった。

(3) ソーン・EMI（音楽・レンタル・照明機器）は、1991年3月31日に至る年度に6060万ポンドの「臨時損失」があったと報告した。しかし、「のれん」の振替損失1910万ポンドを含めるならば、全体で7970万ポンドの損失となるはずであった。

(4) BET（ビジネス・サービス分野のコングロマリット） 1991年3月31日に至る年度に、いくつかの企業の売却処分により「臨時利益」6550万ポンドと、別の企業売却処分による損失5640万ポンド、差引き910万ポンドの利益を計上した。「売却処分によって取崩された『のれん』」（“goodwill released on disposal”）2250万ポンドを加えると処分全体の「臨時損失」は1340万ポンドとなったはずである（以上、*Financial Times*, Dec. 27 1991）。

企業会計審議会（ASB）は、1992年1月に「売却処分にかかる『のれん』の取扱い」に関する見解（pronouncement）を発表し、1992年1月23日以降に企業の売却処分がなされるばあい、この処分に関する損益計算のなかに当該企業が取得時に積立金で処分された「のれん」をすべて含めねばならないこととした。これまで、売却される企業の売却原価は消却済みの「のれん」価額を含まない純資産の「公正価値」にもとづいて計算されていたため、それだけ処分利益が大きく出ていた。それだけでなく、純資産の「公正価値」は取得前の簿価より低くされ、その分だけ「のれん」は大きく出ていたのであるから、そして、また、この「のれん」分を含めて買収代価が支払っていたのであるから、売却処分原価に「のれん」を含めるのは当然のことであった。この規定は、連結処理された取得にたいしてのみ適用されたという事実は、それまでの「連結のれん」（goodwill on consolidation）実務の行き過ぎの抑制の必要がさし迫ったことの現われであったと見ることができる。

II 「のれん」の積立金での即時消却とその結果

「取得のれん」額の会計的測定の側面、そこで重要な役割を演じる取得純資産の「公正価値」評価の問題については次節で論じることにしよう。

ここでは、80年代イギリス型「のれん」会計の主要な特徴の1つである「のれん」の積立金での即時消却が具体的にどのような場合でなされるのか、また、それによってどのような問題が生じることになるかについて考察される。

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

さきにも引用したように、SSAP22は、「この基準書では、原則として、買入れのれんを即時消却し、財務諸表に記載しないことを要求している」、「連結に当って、……こののれん（「連結によって生じた買入れのれん」）は、この基準書で述べているように財務諸表に記載してはならない」と規定していた。このような「のれん」の会計処理の前提となっているのが「のれん」をどのようなものとして認識するかという、いわゆる「のれん」の本質論であり、SSAP22はそれについても規定を与えているが、本稿ではそれについては触れない。

注) なお、SSAP22は、「のれん」の会計処理について、上記引用のように、「原則として (normally), のれんを即時消却し、財務諸表に記載しないことを要求する」(あるいは「記載してはならない」というように断固とした調子で宣言しておきながら、他方、別のところでは、「……会社が積極的のれん (positive goodwill, 取得対価支払額が被取得純資産の公正価値を上まわるばかりのプラスの差額, 『正ののれん』)ともいう。逆のばかりが『消極的のれん』 = 『負ののれん』である)を資産に計上し、経済的耐用年数 (useful economic life) にわたって損益計算書を通じて償却する (amortize) ことも認めている」(『基準書』307ページ)と記している。SSAP22全体は、即時消却の会計的実務体系として構築されながら、それとは相容れない、対立的実務をすべり込ませていることに対して「無原則」、「基準に価しない」という批判がある。

しかし、SSAP22の「無原則性」が「ここに極まれり」と指摘されるような問題がさらにある。それは、同一の会社が異なる処理方針を取得ごとに採用することまで認めてしまったことである。

「12 大部分の会社は取得の時点でのれんを即時消却する方針を採用し、年々償却 (amortization) の方針を採用するのは一部の会社に限られるものと予想される。しかし、会社によっては、各取得ごとに発生したのれんにそれぞれ異なる会計方針を採用することが必要なこともあります。例えば、ある会社が、原則として、即時消却という好ましい会計方針に従っていたとしても、大型の企業取得によって生じたのれんについては、即時消却が積立金に及ぼす影響を考慮して、年々償却する方針を採用する必要があるかもしれない」(同上、307ページ)。

「のれん」を資産として扱わず、その全額を一挙に積立金によって即時消却する方式では消却額は損益計算書には全く反映しないのに対し、「のれん」を資産計上し、それを耐用期間に亘って償却するばかりは、償却額は費用として損益計算書に現われる。この根本的に異質の会計方式が同一の企業会計で並用されたばかりは、会社の純資産であるとか期間損益とかの数字をどのようにとらえればよいのか。1982

年のED30はそこまで認めようとしていなかったけれども、84年のSSAP22はそこからも後退し、完全に企業の都合に原則を適合させる「無原則」さを露呈したのである (Peter A. Holgate, op.cit., p.14. Christopher Nobes, A Political history of goodwill in the U.K. : an illustration of cyclical standard setting, ABACUS, Vol.28, No.2, 1992, p.147)。だが、そのような側面はどちらかといえば周辺的な事柄であって、SSAP22の本質的内容 (「のれん」の即時消却の体系) はそれによっていささかも崩されることはなかったという点を見失わないことがなによりも重要である。

くりかえしになるが、SSAP22 [第3部・会計基準] では、「買入のれん (消極のれんを除く)」は、原則として、取得時点において積立金 (reserve) と相殺することにより直ちに財務諸表から除かなければならない (should be eliminated)。これを『即時消却』という) (『イギリス会計基準書』、同上、314-5ページ) とされている。だが、具体的にどのように、また、どのような積立金と相殺されて「のれん」が除去されるのか必ずしも明確にされていない。ただ、その第3部「会計基準」のなかの「開示」の節の17項で「開示にあたっては、発生したのれんの処理法および当該のれんが合併積立金 (merger reserve) もしくはその他の積立金と相殺されているか、または無形資産として次期に繰り越されているかということを明らかにしなければならない」 (『イギリス会計基準書』、同上、316ページ) という文言が出ているにとどまるが、ここではじめて「合併積立金もしくはその他の積立金」という概念が出てくる。そこで、これらによる「のれん」消却の具体的手法について以下で考察することとなるが、その前に予め念頭に入れておかねばならないことがある。

それは、SSAP22の付録2 「のれんの消去 (elimination) が実現に及ぼす影響」の第1項でつぎのように述べられていることである。

「連結によって生じるのれんについては、実現積立金 (realized reserves) と未実現積立金 (unrealized reserves) を区別することは不適切 (irrelevant) である。利益の分配は個々の利益から行われるのであって、企業集団の利益から行われるわけではない。したがって、連結のれんを消去しても会社の分配可能利益には何の影響も与えない」 (同上、325ページ)。

この積立金の実現、未実現という区分は、分配可能積立金 (distributable

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

reserves) および分配不能積立金 (non-distributable reserves) の区分とも重なり、個別の会社の会計においてはどの積立金で「のれん」を消却するかについては厳密な制限や順序があるし、実際に実現積立金が無くなれば会社の財務にゆゆしい事態が生じることは明白である。ここで、われわれは、同上付録の第2項のつぎのような説明の裏にある考え方（「のれん」即時消却の意味）を掘り下げて見る必要があるように思われる。つぎの第2項は、連結ではなく「個々の会社」のばあいについての説明である。

「個々の会社が取得の時点で直ちにのれんと積立金を相殺するという会計方針を採用している場合、こうした即時消却が実現積立金の減少をもたらすことになるかどうかについて疑問が生じる。当該のれんに、事実上、価値の喪失が生じていると考えられる限り、その消却額は実現積立金にチャージしなければならない。それ以外のケース、すなわち現実に価値の喪失が生じているという理由からではなく、会計方針の一環としてのれんを即時消却する場合には、実現積立金を直ちに減少させるべきではない。しかしながら、この基準書は、買入れのれんの経済的耐用年数は有限であって、その消却 (elimination) は必ず実現損失となるというイギリス会社法の考え方に基盤を置いている〔以下略〕」(325ページ)。

この非常に難解な説明から分かることは、「買入れのれん」の即時消却というのは、その「のれん」の「価値の喪失」が実際に生じているからそうしているのではなく、「会計方針の一環」としてそうしているということ、それは直ちに「実現損失」(realized loss) を意味するのではないか、長期的には「実現損失」に一致していく、という意味をもっていたのである。だとすれば、即時消却されても、それは単に「会計方針」による処理の仕方であって、その「のれん」は価値を有しているということであり、実際にその価値喪失が認められない限り実現積立金にチャージしてはならない、ということになるのである。そこで上の文章につづけて、「状況によっては……、とりあえず未実現積立金にのれんの消却額をチャージしておき、これによって直ちに実現積立金を取り崩すことを避け、のれんの消去が実現積立金に及ぼす影響をのれんの耐用年数にわたって分散させる処理の方が適切なこともある」(325-6ページ) という処理方針が提示されている意味が理解されるであろう。

この考え方をつきつめていけば、この「のれん」の即時消却というのは、価

値を喪失していないもの（いわば資産に等しいもの）を喪失したかのように処理することによって、ある種の「秘密積立金」(hidden reserve : secret reserve)を設定することになるのではないかということである。

そのことはいまはさて置き、連結においては連結のれんの消却には実現積立金、未実現積立金の区別は全く関係がない、ということであった。

そこで、以下、具体的に積立金での消却がどのようになされるのか、実例をも参照にしつつ見ていくことにしたい。なお、この節の記述と資料の多くはロンドンのアーンスト・アンド・ヤング会計事務所の上級スペシャリストを編著者とする集団による『イギリスのG A A P（一般に認められた会計実務）』（第2版、1990年）〔Mike Davis/Ron Paterson/Allister Wilson (principal authors and editors), *UK GAAP: Generally Accepted Accounting Practices in the United Kingdom*, Ernst & Young, Longman=publisher, second edition, 1990〕に拠っている。同書は、一見、イギリス会計実務基準の解説書のように見えながら、実は全くそうではなく、基準や現実の実務に一定の距離を置き、ときには批判的見解をも交えた内容のもので約1200ページの大著である（ただ、難を言えば、必ずしも体系的に整序された叙述となっていないので、イギリス会計に不慣れのわれわれにはいささか取りつきにくい著作である）。

では、連結財務諸表（ここでは貸借対照表ということになる）の上で、「のれん」はどのような積立金を使ってどのように「即時消却」がなされるのか（取得時に全部一括消却されてしまうという建前になっている），それを見よう。

1 「資本準備金」(capital reserve) という科目を使用するケース capital reserveという用語をどのように理解し、これにどのような訛語を付すべきかについて多少戸迷いがあったが、一応、「資本準備金」とした。一見、われわれのところでいう法定の資本準備金のようにみえるが、イギリスのこれは法定のものではなく、きわめて恣意的で便宜主義的な科目として使われている。それは、どちらかと言えば「資本剰余金」(capital surplus) という一般的範疇に近いと言えなくもない。それでも、ある学者の解説によれば、会社によっては、「一般積立金」(general reserve)とか「資産取替準備金」(asset replacement

reserve) の名称で、留保利益の一部を恒久的社内準備金 (permanent retention in the company) として必要額を予め確保するという実務を行なうケースがあり、これらもこのカテゴリーに属すると考えられている (Michael H. Mumford, United Kingdom David Alexander and Simon Archer (eds.), *The European Accounting Guide*, Academic Press, 1992, p.643 ; UK GAAP, p. 208–209)。

ところで、前述のように、イギリスの会計実務および会計基準において、「のれん」の消却のために、可能な限り未実現積立金を充当し、実現積立金を使わないようにしており、「連結上では両者の区別は全く関係がない」とされながらも、実際には連結上でも未実現積立金から取崩しを行なうという順序が見られるように思われる。そこで、つぎのような実務も現われてくる。SSA P 22の付録2 「のれんの消去が実現利益に及ぼす影響」の第2項、第3項でつぎのように述べられている。

「消極のれんを積立金に計上するという処理の結果、〔のれんを消去するための〕適切な未実現積立金が発生していることがある。〔このような処理をしたときは】……のれんの消却額を未実現積立金から実現積立金に振り替えなければならない」(基準書, 326ページ)。

「個々の会社の財務諸表に消極のれんが生じる場合、いったんこれを未実現積立金に計上し、当該のれんを発生させた企業結合に際して取得した資産の減価償却または処分と並行して徐々にこれを実現積立金に振替えることができる(以下略)」(同上)。

この「消極のれん」額を計上する未実現積立金勘定も上の「資本準備金」のカテゴリーに属するものとして解説がなされている。ところが、同じ「のれん」の勘定だということで、この勘定借方に「積極のれん」発生額を記入する実務も見られ、それもとくに公的に咎められてはいない。そうすると、この「資本準備金」勘定残高は「積極のれん」を「消極のれん」(=未実現積立金)で消却した効果を事实上示すことになる (UK GAAP, pp.208–209)。だが、「積極のれん」額が「消極のれん」額を上まわるばあい、この「資本準備金」勘定は借方残高となる。準備金=積立金勘定は、本来は貸方残高で、それが借方残高

になったばあい、それが何を意味するかということが問題になるであろう。

全体として、積立金 (reserve) は株式資本金とともに、株主に帰属する正味資本=正味財産 (株主持分 shareholder's fund) を現わす。したがって、積立金勘定の借方残高というのは (『消極積立金』 negative reserve)，株主の持分の減少を意味している。しかし、これはあくまで「連結会計上の事柄」で、親会社、子会社それぞれの個別財務諸表にはこのような事態は全く現われないのであるから、それぞれの会社の株主の持分は全く侵害されてはいない、というのが S S A P 22 の見解のようである。

以下において、「資本準備金」を使って消却を行った具体的な事例について見よう。1987年10月31日に至る1年間ブルー・アロー P L C (公開株式会社) の財務報告書 (第9表) によると、同社は当年度に前期から繰越された株式発行差金を取崩して資本準備金勘定に振替えている (2866万9000ポンド)。そして、この準備金 (積立金) で「連結のれん」を消却した (消却額 8億5625万6000ポンド)。しかし、この消却高があまりにも巨額であったため、8億2759万5000ポンドの「資本準備金」借方残高が生じた。なお、当期発行分株式の差金の1部が「合併積立金」(merger reserve—あとの当該箇所で説明する) に振替えられている (1450万9000ポンド)。この積立金でも「のれん」消却が行われ、そこでの残高はゼロとなった。また、このケースでは「のれん」消却に当てられなかった「(固定資産) 再評価積立金」勘定において、おそらく海外資産評価額の為替レート変動にもとづく減額調整により、121万3000ポンドの減少が生じ、借方残高となっている。全体として、同期のブルー・アロー社の積立金総計は借方残高 [(778,967+18,795) - (827,595+383) = (-)30,216] を示した。これが、「消極積立金」(negative reserve) といわれるもので、その圧倒的部分が事実上の「のれん」未消却高 (形式上は「消却済み」) から成っていた。このマイナス積立金分を株式資本金3500万ポンドに負担させたとすると、株主持分 (shareholders' funds) は僅か500万ポンドとなる。それゆえ、ブルー・アローは、翌年も、新規の株式発行差金の取崩しを裁判所に申請し、この「資本積立金」借方残高をやっと取除いた (UK GAAP, p.214)。

ところで、このケースのように、株式発行差金を直接に「のれん」消却に当

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

第9表

Blue Arrow PLC (1987)					
積立金（抜粋）					
The Group	株式発行 差金勘定 £ 000	合併積立金 (Merger reserve) £ 000	資本準備金 (Capital reserve) £ 000	再評価積立金 (Revaluation reserve) £ 000	損益勘定 (留保利益) £ 000
1986年11月1日在高	28,669	—	—	830	5,315
取崩しおよび振替	(28,669)	—	28,669	—	—
当期発行株式差金	812,009	14,509	—	—	—
発行費用	(33,042)	—	(8)	—	—
当期留保利益	—	—	—	—	13,480
「連結のれん」消却高	—	(14,509)	(856,256)	—	—
為替調整高	—	—	—	(1,213)	—
1987年10月31日残高	778,967	—	(827,595)	(383)	18,795
1985年会社法131項の柔文にしたがい、当社は当年度中に取得された子会社の対価支払分としての株式の発行で生じた差金を合併積立金に振替えた。当社グループはこの合併剰余金を連結上発生したのれんの償却（write down）に充当した。					
1987年3月9日に開かれた当社臨時株主総会で特別決議が採択されたが、それによれば当社の株式差金勘定貸方側に当時存在した全額が取り崩され、それに見合う額の資本準備金が設定されたが、連結で生じたのれんはこれで消却することができた。					
裁判所の承認は1987年4月6日に1985年会社法にもとづいて与えられた。					

(出所) *GAAP in the U.K.*, p.214.

てることは、法定積立金の性格上、いかに連結会計の上のことはいえ認められていないので、法律上の手続きを経てそれをいったん取崩して、「資本準備金」または「合併積立金」など他の積立金勘定に振替えたのち、それで「のれん」を消却するということが行われてきたわけである。「資本準備金」というのは、このように、かなり幅のあるカテゴリーであることがわかる。「企業買収」に際して、買収側企業が発行する株式のプレミアムは「未実現」と見做されている。その取崩しは法的手続きを必要とするが、「のれん」消却に頻繁に

利用されている。「のれん」の消却は連結上のことだけであるので、株式プレミアムを消却にいくら充当しようと、これも連結会計上のことすぎず、親会社の個別貸借対照表上の株式プレミアム（それに対応する「投資」勘定の金額）には何の影響も及ぼさない。

2 「合併積立金」(merger reserve) で消却を行なうケース 「合併積立金」という概念もわれわれには聞きなれないもので、当時のイギリスに特有の「積立金」である(93年に新しい「のれん」会計の方向が示されることになっており、その実施にともないこの積立金は廃止されるものと思われる)。

「取得会計」につながる「のれん」の会計に、「合併積立金」という概念が現われるのはつぎのようなことからである。企業結合形態が「取得」であるにもかかわらず、一定の条件を満たすばあい、取得会社が買収対価として発行する株式を「公正価値」=時価で記帳せず、「合併」のばあいと同様の額面価額での記帳が認められるが、そうすると株式プレミアム分は株式発行差金勘定とは異なる別の積立金の勘定に計上する必要が生じる。さきの、ブルー・アロー社のケースではそれは「資本準備金」勘定に振替えられたが、頻繁に用いられたのがこの「合併積立金」である。ブルー・アローのばあいにも、「資本準備金」と並んで、この科目も利用されていた。

この株式発行差金勘定設定の免除が、「株式プレミアム救済」(share premium relief)とか「合併救済」(merger relief)と呼ばれる。「合併」は、結合が株式交換という方法で行われることで「企業取得(買収)」と区別され、「合併会計」においては、発行される株式は額面で記帳され、プレミアムは全く現われない。発行された株式を交換に受け取る側の会社の資産・負債は「公正価値」ではなく、簿価のままで連結され、「のれん」は生じない。「合併」会計のばあいには、「のれん」が現われないので消却あるいは償却の負担がなく、結合前の「簿価」で固定資産を計上するので「合併」後の減価償却費も増えないなどの理由から、この企業結合形態が選好されると一般に説明されていた(上述したことからもそれは表面的な解釈であって、真相とは異なる)。多くの取得会社は、むしろ、「合併救済」を利用して、株式プレミアムを「のれん」

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

消却に当てるかたちで「取得」の方を選択したと言える。イギリスでは、あとで詳しく明らかにするように、「取得」によって被取得会社の純資産を簿価以下で獲得することができ、結合後の合理化費用まで「のれん」に含めて一挙に消却することができたからである。この上に、さらに、株式プレミアムを消却に当てることができれば一挙両得であった。ただ、株式プレミアムを「のれん」消却に当てるためには「合併救済」を受ける必要があり、その条件として「取得」を「合併」に見せかける形式上の手続きが必要であった。その方法の第1は、取得会社がターゲット会社と形式的に株式交換を行なったのち、発行株式をマーチャント・バンクを通じて市場で売り捌き、その代金が現金のかたちで被取得会社の株主の手に渡るようにするものである。被取得会社の株主が株式交換でなく現金での支払をのぞむとき、このような形式がとられる。これがvendor placingと呼ばれるものである。この発行株式が取得会社の現在株主によって引き受けられ、この引き受けによって生じた現金がターゲット会社株主の手に渡される方式がvendor rightsと呼ばれる。いずれも、「株式交換」の擬制をとるためのものである。1985年会社法第131条がこの「合併救済」の要件を規定していた。

ここで、具体的事例について見よう。

① キャドベリー・シュウェップスのケース（第10表） 1989年度に同社は当年度発行株式にかかる差金 2 億8980万ポンドを「合併積立金」勘定に振替え、「のれん」の一部をそれで消却し、のこりを留保利益で消却している。

② ジョンソン・フライ PLC のケース（第11表） このケースにおける処理法はかなり複雑であり、説明を要する。この処理方法はS S A P 22の上記付録2の第2項にかかわっている。ここでは、連結上の「のれん」消却と親会社での「のれん」処理（「買入れのれん」と表記されている部分）とに分けられている。連結上の「のれん」消却は「合併積立金」という未実現積立金にたいして行われている。その消却額は167万5741ポンドであった。しかし、「合併積立金」に振替えられた株式発行差金額は93万9126ポンドにしかすぎなかつたので、「合併積立金」は借方残高（=ネガティヴ・リザーブ）となった（73万6615ポンド）。他方、親会社で処理された「買入れのれん」のうちの「償却」

第10表

Cadbury Schweppes p.l.c. (1989)

積立金（抜粋）

	連結 (Group)		
	再評価積立金 £100万	留保利益 £100万	合併積立金 £100万
期首在高——前期報告額	33.0	88.8	—
——過年度修正	—	104.3	—
——繰越額	33.0	193.1	—
為替レートによる調整	1.7	23.3	—
当年度発行株式差金	—	—	289.8
当年度留保利益	—	101.1	—
取得にかかるのれん	3.8	(151.0)	(289.8)
企業売却処分 (disposals)	(0.7)	—	—
その他	(1.1)	1.1	—
期末残高	36.7	167.6	—

過年度修正というのは無形資産の会計方針の変更のことである。1985年以降取得された重要な諸ブランドは以前にはのれんの1部として留保利益で直接消却されてきたのであるが、今や原価で（資産として）計上されることになった。この変更は報告された利益に影響を与えない。

1985年会社法181項で認められているように、発行済普通株にかかわって生じた差金はBassett Foods plc., Trebor Group Limitedの取得およびCadbury Schweppes Australia Limitedの少数持分の取得に関連したものであるが、合併積立金に貸記され、それらの取得で生じたのれんがこの積立金で消却された。グループ内の継続的ビジネスにおいて1988年1月3日以降消却されたのれん総額は5億2040万ポンドとなる。

(出所) UK GAAP, p.210.

(amortization) となっているのは、損益計算書を通ずる費用としての償却（利益償却）のことではなく、「のれん」の実際価値喪失が生じているときには、未実現積立金に計上されている消却高のうち価値喪失に見合う額を実現積立金に振替えて落とすべきであるとされている考え方によったもので、あくまで貸借対照表の枠内での「のれん」処理を意味している。それが、ここでは「留保利益」という実現積立金にチャージされた部分で、2万1000ポンドであった。

第11表

Johnson Fry PLC (1987)
積立金（抜粋）
年間ににおける剰余金の動きは下記のとおりであった。

	株式発行差金 £	他の積立金 (1985年会社法の 131項適用によるも の一合併積立金) £	その他の積立金 £	留保利益
連 絡 (Group)	—	—	—	513,890
期首在高	—	—	—	538,017
当期留保利益	—	—	—	1,051,907
株式発行区分別の発行差金 (premium)	933,436	—	—	—
市場発行 (placing)	375,039	—	—	—
企業取得および投資	1,308,475	—	—	—
発行費用	(183,362)	—	—	—
資本化のために取消し (Applied on capitalization)	—	—	—	—
1986年12月 (4 : 1)	(324,167)	—	—	—
1987年9月 (1 : 1)	(495,615)	—	—	—
買入れのれん	(819,782)	—	—	—
消却 (written off)	—	—	(230,000)	—
償却 (amortization)	—	—	21,000	(21,000)
連結上で除去されたのれん	—	(1,675,741)	—	—
期 末	£ 304,831	£ (736,615)	£ (209,000)	£ 1,030,907

(出所) *UK GAAP*, p.217.

WPP Group PLC - 1987年12月31日付財務諸表からの抜粋

	株式差金 £'000	合併積立金 £'000	資本積立金 および資産 再評価積立金 £'000	通貨換算 準備金 £'000	損益勘定 (留保利益) £'000
期首在高	8,396	(9,388)	689	(43)	2,027
当年度中の発行株式にかかる差金	215,030	—	—	—	—
現金取得	—	2,820	—	—	—
企業取得	(12,336)	(30)	—	—	—
株式発行費用	—	(293,915)	—	—	—
連続で生じたのれんの消却	(211,090)	211,090	—	—	—
裁判所の承認により取崩された株式差金	—	—	1,032	—	—
資産再評価で生じた未実現のゲイン	—	—	(188)	—	188
再評価積立金のうちの実現部分	—	—	1,488	—	—
ワラントに付された株式取得権にたいする引当金	—	—	10,255	—	4,748
為替の評価替	—	—	—	—	—
当年度の留保利益	—	(89,423)	3,021	10,212	6,963
期末残高	—	—	—	—	—

JWT Group Inc. の取得で生じたのれんは277,536,000ポンドだと表明された。裁判所の承認のもとに、株式差金勘定の残高は取り崩され、分配不能特別積立金に振替えられたが、これは便宜上うえの合併積立金のところに開示されている。

連結で生じたのれん211,090ポンドは特別積立金で消却された。

(出所) Paul Ruttman, Accounting for brands and separability, in : Michael Power, op.cit., p.58.

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

「買入れのれん」の「消却」分は、まず、未実現積立金（「その他の積立金」＝未実現積立金）で消却されている（23万ポンド）。このケースでは、「連結上ののれんの消却」と「合併積立金」との関係がくっきりと浮び上っている。

③ W P P (Wire & Plastic Products) グループ公開株式会社のケース（1987年）（第12表） W P P グループは、世界最大の広告会社サーチ・アンド・サーチ社の強力なライバルとなっている国際広告会社グループで、この年、アメリカの大広告会社JWT Group Inc. (J.W.トンプソン社) をめぐる激しい乗っ取り競争に勝利している（その詳細な経緯、取引の内容などについては、ナンシー・ミルマン著『スーパー・アドマン』原題*Emperors of Adland : Inside the Advertising Revolution*. 仙名紀訳、ダイヤモンド社、1989年、アイヴァン・ファロン『ザ・ブラザーズ—サーチ&サーチの奇跡』原題*The Brothers : The Rise & Rise of Saatchi & Saatchi*, 笹野洋子訳、講談社、1990, 454-465ページを参照されたい）。これは、イギリス会社による国際的買収であったので、さきのM&Aリストには出ていない。この買収額は5億6600万ドルであったとされる（ミルマン、同上、272ページ）。ところで、この財務報告書では、この買収で生じた「のれん」が2億7753万6000ポンドだと表明された。上記のドル表示の買収対価をポンド換算した額がいくらになったのか不明である（87年平均レートの1ドル=0.6119ポンドで換算すれば3億5092万ポンドとなる）が、この数字で見る限り、会計的には被取得純資産の「公正価値」は会計的にかなり低く計算されたものと推定される。その分だけ「のれん」消却額は膨れ上がることになったが、他の企業買収分を含めて全部で2億9391万5000ポンドが消却された。「合併積立金」勘定には、期首在高938万8000ポンドの借方残高（「のれん」前期末消却繰越）があり、そして、当年発行株式プレミアムのうち282万ポンドが直接この積立金勘定に計上され、さらに、法定手続きによって取崩された分の振替額2億1109万ポンドが加わった。こうして、「合併積立金」勘定期末は8942万3000ポンドの借方残高となった。これは、事実上の未消却残高を意味していた（=ネガティヴ・レザーヴ）。イギリスの会計基準では、連結上の「のれん」消却は親会社および子会社それぞれの個別財務諸表には何らの影響をも及ぼさないとされ、会計実務もそうなっているのであるが、アメリ

力に公開会社の子会社があるばあいにはアメリカの会計基準が存在し、両者の計算に相違が現われざるを得ない（アメリカでは、「のれん」の即時消却は認められていない）。巨額の「のれん」が在米子会社にかかわって生じていたばあい、アメリカの会計ルールでは期間利益への償却負担額は巨額となる。そこで、W P P社は、のちに、この即時消却分を過年度修正し、償却を要しない「無形固定資産」＝「ブランド」(brands)として計上し直すことに会計方針（accounting policy）を変更した。そして、J. Walter Thompson, Hill and Knowltonといったブランド名を評価して1億7500万ポンド計上することにしたのであった。

3 再評価積立金 (revaluation reserve) を使うケース さきに見たS S A P 22付録2の第2項のなかで、「会計基準委員会（A S C）は、〔イギリス会計法〕第4付則の第34条(3)に定めている再評価積立金の取崩しの制限に関する規定がのれんの消却額をこの積立金にチャージすることを禁止する効力をもつ、という勧告を通産省（D T I）から受けている」（『基準書』、訳326ページ）と記している。つまり、この積立金は法定積立金であって、簡単に、また、自由に取崩すことができないものなのである。

「しかし、現在では、この規則は企業集団（a group）というよりも、むしろ単独会社（a single company）のことを念頭に置いて定められているものであるが、この同一の制限が連結貸借対照表上の再評価積立金在高（the balance shown on revaluation reserve）にも適用されるとするのは法的に疑問があるとされてきた」（UK GAAP, p.211）。

1989年会社法は同法第4付則の再評価積立金に関する規則を改正し、この積立金はそれが資本化される（資本金に組み入れられる）か、あるいは「そこに振替えられた額が使用されている評価方法の目的にとってもはや必要でなくなる程度まで」取り崩され得るとした。そして、同法は、これら条項を連結財務諸表にまで適用して、「企業集団財務諸表（group accounts、連結財務諸表のこと）は、付則第4が適用されるかぎり、連結〔グループ〕に含まれる諸企業（the undertakings included in the consolidation〔“the group”〕）があたかも単独会社であるかのように作成されねばならない」とした。つまり、連結上で

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

あっても個別企業と同様の厳しい制限を受けることになったのである。しかし、すでに再評価積立金を取崩して「のれん」を消却してしまった会社は、たとえその取崩しが違法の疑いがあったとしても、以前の取崩しは何であれ復元することは要求されないこととされた。

つまり、1985年会社法の時代には、この点が曖昧であり、再評価積立金（未実現積立金）を「のれん」消却のために取崩したケースがかなりあったことを暗に認めたことを、それは示していた。

その具体事例がグランド・メトロポリタン公開株式会社（ウィスキー、ワインなど酒類の醸造・卸売・小売、食品、レストラン経営、不動産などの企業グループ）のケースである。同社は、とくに80年代後半期に、M&Aを活発に展開し、イギリス国内のシェア拡大にとどまらず、欧米諸国、第三世界にまで事業活動の多角的ネットワークを構築してきた。これらの買収活動によって巨額の「のれん」が生じたが、グランド・メトロポリタンはこれを「再評価積立金」で直接消却するという挙に出た。

第13表は、1987年9月30日に至る年度の同社の財務諸表からの抜粋である。この年度にグランド・メトロポリタンはアメリカ醸造会社グループ、ヒューブライン社（Heublein Inc.）を買収し、その他の分を含めて6億5180万ポンドという巨額の「のれん」を消却しなければならなかった。ところが、同年の期首（86年10月1日＝9月30日）の「再評価積立金」はすでにマイナス（9640万ポンド）で涸渇していた。それにもかかわらず、この勘定で、さらに6億5180万ポンドの消却をあえて強行したのである。S S A P 22は即時消却を要求しているからである。企業の一部の売却にかかる消却「のれん」分の損益勘定への振替えなどがあったものの、「再評価積立金」勘定の借方残高は、6億5190万ポンドへと一挙に膨らむことになった。

ところが、たまたまその頃、英國通商産業省（D T I）は、E C会社法第4・第7指令書の要求に沿って前述したような内容の会社法改訂の意図を明らかにし、「再評価積立金」を「のれん」消却に当てるることは今後不可能となる見通しとなった（上述89年会社法）。

こうして、グランド・メトロポリタンは6億5190万ポンドの未消却残高を

第13表

Grand Metropolitan Public Limited Company (1987)

積立金（振替）	株式発行 差金勘定 £ 100万	再評価積立金 £ 100万	関係会社積立金 £ 100万	損益勘定 £ 100万	合計 £ 100万
Group					
1986年9月30日在高 為替調整	419.8	(96.4) (5.5) —	10.7 0.3 —	1,272.4 (17.2) 354.7 —	1,606.5 (22.4) 357.9 —
当年度留保利益 株式発行差金（発行費用控除）	6.0	—	3.2	—	6.0
当年度中の取得のれん 企業売却処分にかかるのれんの振替	—	(651.8)	—	—	(651.8)
積立金相互間の振替	—	120.9	—	(120.9)	—
1987年9月30日残高	425.8	(651.9)	14.2	1,508.1	1,296.2
Company					
1986年9月30日在高 当年度(87年)中の留保利益 発行株式の差金（発行費用控除）	419.8 — 6.0	— — —	— — —	123.3 0.4 —	543.1 0.4 6.0
1987年9月30日残高	425.8	—	—	123.7	549.5

全部で15億50万ポンドののれんが再評価積立金で消却された。当年に消却されたのれんは主としてHeublein, Inc. の取得にかかるものであった。海外の子会社および関連会社の未処分利益（unappropriated profit）から5億2900万ポンドがグループの積立金に繰入された。これらの利益が配当配分された場合に生ずるかもしれないなんらかの税支払債務については全く記帳されなかつた。為替の調整としては、海外の諸会社現地通貨借入れにかかるわざで2730万ポンドのネットの差益があり、また、その他の通貨の借入れにかかるわざで3300万ポンドの差益があつた。

（出所）Ernst & Young with Mike Davies/Ron Paterson/Allister Wilson (principal authors and editors), *UK GAAP [Generally Accepted Accounting Practice in the United Kingdom]*, Longman, 1990, p.212; Paul Ruttman, op. cit., p.54-55.

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

「再評価積立金」借方残高に放置しておくことはできなくなり、窮地に追い込まれるに至った。会計方針の変更が必要となった。窮余の一策が「のれん」を消却不要の「無形固定資産」に切り換えることであった。ブランド (brands) がそれである。そこで、すでにこれまで消却済みの「のれん」が「資本化」 (capitalization) され、資産 (ブランド) として貸借対照表に計上されることになった。1988年の財務報告書 (第14表) では、「再評価積立金」の科目名は「再評価および特別積立金」に変えられ、6億3000万ポンドが各「ブランド」として資本化されたことによって、同勘定借方残高は2190万ポンドに減少することとなった。88年度中に新規の取得があり、その「のれん」は1億4370万ポンドであったが、前年度から繰越された株式発行差金を取崩して「再評価および特別積立金」に振替え、それを原資として消却がなされた。なお、再評価積立金は新しく6億4310万ポンド発生したが、それは「資産再評価のサーブラス」とわざわざ表記され、「のれん」消却には充当されなかった。

だが、「のれん」を「無形資産」として貸借対照表に記載することを原則として認めないことを基調とする S S A P 22 に照らせば、「ブランド」という名目で「無形固定資産」として適切に経理し直したグランド・メトロポリタンの方針は、「ブランド」論争を燃え上らせることになった。他方で、ギネス (Guinness P L C) やランクス・ホーヴィス・マクドゥガル (Ranks Hovis McDougal-R H M) (いずれも醸造業の主力企業集団) その他が、グランド・メトロポリタンに追随してブランド会計を大々的に取り入れはじめた。これらの現象は「のれん」が大型化し、積立金による即時一括消却が壁にぶつかるに至ったことの現われともいべきものであった。それは、また、即時消却方式が「原則」だとして構築された S S A P 22 の決定的破綻を意味するものでもあった。それにもかかわらず、「のれん」の即時消却方式の廃止にはその後も強い抵抗が続くことになる。

なお、グランド・メトロポリタン・グループの連結財務諸表上では上述のような激動が現われたが、親会社本体の財務諸表は全く何事もなかったかのような相貌を呈していた。87年の表中の“company”の欄を見ると (第13表)、それが明らかであろう。ここには、「のれん」消却関連の積立金諸勘定は全く現

第14表

Grand Metropolitan Public Limited Company (1987)

1. 会計方針の変更
 1985年1月1日以後に取得された重要なのはれんは、以前に積立金で消却済みとなっていたが、現在無形固定資産として貸借対照表に計上されている。その計上額は連結貸借対照表12、24で個別に示される。その数字は以上の処理にもとづいて繰越されている。

12. 固定資産—無形資産

	ブランド (brands)						
	コスト £ (100万)	差金勘定 £ 100万	株式発行特別積立金 £ 100万	再評価および特別積立金 £ 100万	関係会社積立金 £ 100万	損益勘定 £ 100万	合計 £ 100万
Group							
以前に報告済みのとおり1987年9月30日在高	425.8	—	(651.9)	14.2	1,508.1	1,904.2	
ブランドの資本化	—	—	630.0	—	(22.0)	608.0	
繰越高 (as restated) 為替調整額	425.8	(21.9)	14.2	1,486.1	1,904.2	(19.1)	
当年度留保利益	—	(5.8)	—	(13.3)	—	—	
株式発行差金 (発行費用控除)	—	—	—	2.2	570.4	572.6	
当年度中の取得のれん	7.1	—	—	—	—	—	7.1
資産再評価剰余金 (surplus on revaluation of property)	—	(143.7)	—	—	—	—	(143.7)
企業元却処分にかかるのれんの振替	—	643.1	—	—	—	—	643.1
株式発行差金の振替	(425.7)	62.0	—	(62.0)	—	—	—
積立金相互間の振替	—	425.7	—	—	29.0	—	—
1988年9月30日残高	7.2	930.4	16.4	2,010.2	2,964.2		

全体としてののれんの総額は、企業売却処分にかかわるものを差引いて、9億5220万ポンドとなつたが、これはグループ(連結)の再評価および特別積立金で消却された。1988年3月10日に株主総会で採決された特別決議にしたがい、また、1988年7月6日の日付けの裁判所命令の裏付けによつて、株式発行差金勘定は4億2570万ポンド減じられた。この額は当社貸借対照表のなかの分配不能特別積立金(indistrutable special reserve)に振替えられた。連結貸借対照表において4億2570万ポンドの特別積立金は、当年度1億4370万ドルにのぼる消却ののれん分だけ減少した。

(出所) Paul Ruttman, p.61 ; UK GAAP, p.213.

第15表

NSM p.l.c. (1989)	
積立金（抜粋）	
Group (連結)	のれん消却積立金 (goodwill write-off reserve) £ 000
1988年4月5日在高	—
株式発行で生じた合併積立金－Note 23	49,613
のれんの除却 (Elimination of goodwill)	(72,430)
1989年3月31日残高	(22,817)

(出所) UK GAAP, p.211.

われていないで、取得のために発行された株式の差金600万ポンド（連結にも出ている）が顔を出しているにすぎない。この金額は、この年の「のれん」の6億5180万ポンドと比較すればあまりにも少額である。これは、買収資金の圧倒的大部分が銀行借り入れその他で賄われたことを示すものである。「ブランド」で資産は膨むことになったが、並行して債務も膨んでいったのである。

4 「のれん積立金」(goodwill reserve) または「のれん消却積立金」(goodwill write-off reserve) なるものについてSSAP22は、すでに述べたように、『『のれん』は財務諸表に記載してはならない』と規定していた。したがって、その消却についても、それが財務諸表上に、どのようななかたちであれ、現われるはずはない。しかし、会社のなかには、株主持分の領域内に属する積立金のカテゴリーとしてこのような科目の勘定を立てるところがあった。それはただ「のれん」の消却高を示すもので、株主資本内の借方残高をいわば控除勘定のような形式で明らかにする意味を持っていた。だからそれ自体として「積立金」の内実を持つというよりは、全体の積立金にたいする「マイナス積立金」という意味を持つにすぎないものであり、便宜上のものであった。

NSM (第15表) は、「のれん消却積立金」をあたかも集合勘定のように利用し、株式発行プレミアムで生じた合併積立金をこの勘定に貸記し、消却額を

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

借記している。NSMのこの「積立金」2281万7000ポンドの借方残高（「のれん」未消却残高＝ネガティヴ・リザーヴ）を示していることが分かる。

国際広告会社のサーチ＆サーチ・カンパニーーPLCも、1985年の見積連結貸借対照表（第16表）で「のれん消却積立金」（goodwill write-off reserve）という科目を「資本金および積立金」（=株主持分 shareholder's funds）のなかに立てている（引用者注を参照のこと）。1989年の同社グループの報告書（第17表）では「のれん積立金」（goodwill reserve）という科目名となっているが、実に4億3460万ポンドの同勘定借方残高が現われており、積立金全体で見ると3億7950万ポンドのネガティヴ・リザーブ（ $7.6 + 47.5 - 434.6$ ）となっていた。株式資本金は1億1530万ポンドであったから、差引き株主持分は2億6420万ポンドの負の数字（=negative net assets）を示したのである。これは、あまりにも巨額の「のれん」のために、連結の上でも、龐大な未消却高が生じたことを示している。

『ファイナンシャル・タイムズ』の1993年3月10日号は、前日の9日にサーチ＆サーチが6億ポンド（8億5200万ドル）の「のれん」消却を行ったことを報じている。この「のれん」は同社が80年代に拡大政策を推し進めていた時期のアメリカ企業買収と結びついたものだという。1986年のテッド・ベイツ（Ted Bates）の4億ポンドでの買収が主たるもので、同社CEOのチャールズ・スコットは、発表の席上、80年代の企業買収で2億3800万ポンドの「のれん」が残っているとのべている。なお、報告によれば、当年度末の純債務は前期の1億8100万ポンドより増え、1億9400万ポンドであった。

SAP22によれば、「のれん」は取得時に即時消却済みとなり財務諸表上はゼロとなるはずであり、会計実務でもそのように処理されたにもかかわらず、実際には長期にわたって未消却残高が持続してきたことがわかる。「消却済み」というのはフィクションにすぎず、SAP22が定めた会計方式は、いわば、フィクションとしての会計（=操作会計、「創造的会計」）であったことが白日のもとに曝されるに至ったのである。

第18表は、ロンドンに本社があるジェイムズ・カペル社（investment house）がASBの委嘱を受けて着手し、1992年に発表した調査の結果の一部

〔参考〕 第16表

*Saatchi & Saatchi PLC の1985年9月30日における見積連結貸借対照表
(Pro-Forma Consolidated Balance Sheet)*

以下の情報は株式発行差金勘定を取崩すという1985年9月2日の株主総会による特別決議の採択（それは1985年11月18日に裁判所によって承認された）の効果を示すためにここに掲げられている。同様の効果は、当社グループが監査実務基準ステートメント（Statement of Standard Auditing Practice）第22号「のれんの会計」に従って行った1985年9月30日以降ののれんの処理についても、また、認められる。

	法定の勘定処理 £ 000	調整 £ 000	見積(Pro-forma) £ 000
固定資産			
無形資産	177,200	(177,200)	—
有形資産	32,008	—	32,008
投 資	1,044	—	1,044
	<u>210,252</u>	<u>(177,200)</u>	<u>33,052</u>
借方勘定（1年をこえて満期となる債権）	7,432	—	7,432
	<u>217,684</u>	<u>(177,200)</u>	<u>40,484</u>
流動資産 (Current Assets)			
仕掛品	15,826	—	15,826
借方勘定	188,631	—	188,631
投 資	3,331	—	3,331
現 金	129,013	—	129,013
	<u>336,801</u>	<u>—</u>	<u>336,801</u>
貸方勘定（1年以内に満期を迎える債務）	(266,279)	—	(266,279)
純流動資産	<u>70,522</u>	<u>—</u>	<u>70,522</u>
総資産から流動債務を差引いた額	288,206	(177,200)	111,006
貸方勘定（1年をこえて満期となる債務）	(20,250)	—	(20,250)
債務および費用負担にたいする引当金	(15,035)	—	(15,035)
少数持分	(3,171)	—	(3,171)
	<u>249,750</u>	<u>(177,200)</u>	<u>72,550</u>
資本金および払込株式資本金 (Called up share capital)	104,647	—	104,647
株式発行差金勘定	118,164	(118,164)	—
再評価積立金	533	—	533
損益勘定	26,406	—	26,406
のれん消却積立金 (goodwill write-off reserve)	—	(59,036)	(59,036)
	<u>249,750</u>	<u>(177,200)</u>	<u>72,550</u>

(引用者解説) S & S は1985年9月末に期中に発生した「のれん」 1億7720万ポンドを消却したが、実際には株式プレミアムを取崩して1億1816万4000ポンドを「のれん」消却に充当したものの、未消却が5903万6000ポンドあり、「のれん消却積立金」に借記した。

(出所) Paul Ruttman, Accounting for brands and separability, in : Michael Power (ed.), *Brand and Goodwill Accounting Strategies*, Woodhead Faulkner Limited, 1990, pp.55-56.

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

第17表

Group	株式発行差金 £ 100万	特別積立金 (Special reserves) £ 100万	のれん積立金 (Goodwill reserve) £ 100万	損益勘定 £ 100万
期 首	1.9	—	(320.9)	127.4
普通株発行差金（発行費用控除）	5.7	—	—	—
当期発生のれん消却高	—	—	(125.0)	—
為替取引	—	—	—	4.2
のれん積立金償却 (amortization of goodwill reserve)	—	—	11.3	(11.3)
損益勘定からの振替	—	—	—	(72.7)
期 末	7.6	—	(434.6)	47.5

(出所) UK GAAP., p.215.

第18表 イギリス主要企業で消却された「のれん」

会 社	消却された「のれん」 (Goodwill written off) (100万ポンド)	純資産に占 める消却額 の割合 %
Blenheim	297	na
Reed International	682	na
Carlton Communications	945	400
Emap	65	310
Williams Holdings	779	300
Grand Metropolitan	2700	280
Delta	76	245
Medeva	162	221
Thorn EMI	1450	193
Unilever	3081	191
Hays	213	190
Tate & Lyle	413	171
Fisons	652	157
Smith/Nephew	285	149
Tomkins	478	146
Morgan Crucible	328	142
Iceland	171	141
Hepworth	258	140
Booker	216	118
Northern Foods	324	117
Fisher.(Albert)	286	106
London International	74	105
Hanson	3438	103
Bowthorpe	94	103
Vickers	250	100
BTR	2400	100

時期が明示されていないが、1991～2年頃のデータと推測される。

(原資料) James Capel, *Accountings Matters*, 1992.

(出所) *Financial Times*, Sep.23 1993.

で、イギリスの諸会社によって「消却された『のれん』」が純資産の何倍に当るかを示したものである。「消却された」というのはS S A P 22の表現だと理解すればよく、それがシニカルな意味を持つことは上述からすでに明らかであろう。サーチ&サーチとかW P P のように国際的M & Aにより巨額の「のれん」残高を有するにもかかわらず、このリストに出ていない会社もある。

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

第19表 バランス・シートに占める「のれん」の比重（米国企業の事例）

会社名	無形資産	
	単位(100万ドル)	純資産にたいする割合
VIACOM	\$ 2,468	721%
FRUIT OF THE LOOM	908	352
TELE-COMMUNICATIONS	3,143	261
PHILIP MORRIS	15,071	196
COCA-COLA ENTERPRISES	2,935	188
BAXTER INTERNATIONAL	2,705	87
GANNETT	1,526	85
DOW JONES	964	83
PEPSICO	2,582	82
SHEARSON LEHMAN HUTTON	1,758	76
CAPITAL CITIES/ABC	2,217	73
EASTMAN KODAK	4,610	68
McGRAW-HILL	507	55
GENERAL ELECTRIC	8,552	46
WASTE MANAGEMENT	838	38
CHRYSLER	2,688	35
AMERICAN HOME PRODUCTS	643	22
XEROX	1,089	20
GENERAL MOTORS	5,392	15
IBM	717	2

STANDARD & POOR'S COMPUSTAT SERVICES INC. のデータに拠る

年次が明示されていないが、1989年ごろの状況を示すものと見てよいであろう。

(出所) *Business Week*, July 31, 1989, p.40.

これらの数字は、80年代後期に展開されたM & A ブームのひとつの帰結を示すものであると同時に、それは、これと結びついてこの時期に支配的となった「のれん」消却会計の所産でもあった。それは「のれん」即時消却がもはや成り立たない、いわば終焉の時期を迎えたことの現われともいえるが、この点についてはあとの節で別の角度から論じよう。

なお、アメリカにおいても80年代末にイギリスと同様に巨額の「のれん」残高を抱える大企業が数多く現われた（第19表）。それはM & A ブームがもたらしたものである。ただ、これがイギリスと異なるのは、イギリスのばあい、「消

第20表 イギリス大企業のバランス・シートに表示されている主要な無形資産（1991年）

会 社	無形資産の額 (100万ポンド)	純資産額に占 める無形資産 の割合 (%)	無形資産の内容
Reed International	1,670	122	諸権利および権原（タイトル）
Reckitt/Colman	587	114	各種ブランド（取締役による評価）
Emap	110	84	諸権利、タイトル、exhibition
Grand Metropolitan	2,400	71	取得ブランド
RHM	608	58	取得および自家ブランド
Guinness	1,400	51	取得ブランド
Siebe	300	45	開発費
Cadbury Schweppes	308	34	取得ブランド（のれんを含む）
Ladbroke	831	27	各種ブランド（ヒルトン・ホテル、Vernons）
Thorn EMI	273	27	音楽著作権
United Biscuit	147	20	ブランド（取締役による評価）
Lonrho	117	10	出版権、開発費

（原資料）James Capel, Accounting Matters.

（出所）Financial Times, Sep.23 1992.

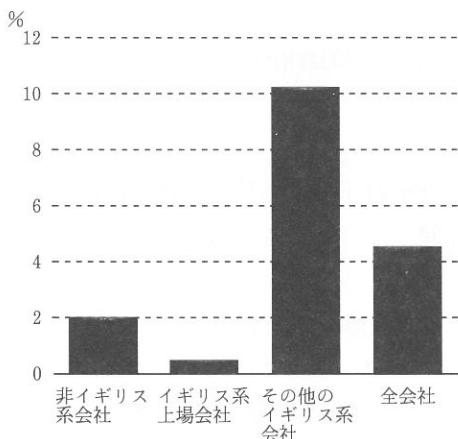
却済み」（written off）となった未消却残高であるのにたいし、アメリカのばあいは、「のれん」または「無形固定資産」（intangible fixed assets）として貸借対照表に掲示されている（イギリスではバランスシートに記載されないことは既述のとおり）という点である。

また、巨額の「のれん」を「ブランド」という無形資産に切り替えた企業グループもかなりあり、それを示したのが第20表である。これが、「のれん」累積の重圧からの脱出の形態であり、「のれん」と異なる特別の内実を持つと考えるのが幻想であることは、これまでの説明が理解されていれば自ら明らかなることであるといえよう。

ロンドンに本拠を置く監査法人のウィロット・キングストン・スマスが、1992年に、『マーケティング・サービス分野の会社の財務業績』（Willot Kingston Smith, Financial Performance of Marketing Services Companies, 1992）というタイトルの、広告業を含むマーケティング関係の非公開会社（private companies）と公開会社の業績についてみた分析調査を公にしている。その要点を『ファイナンシャル・タイムズ』が紹介している（1992年9月24日号）。

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

第1図 イギリスのマーケティング関係50社使用長期資本収益率
(消却済み「のれん」を資産として計上した場合の結果)



原資料 : Willott Kingston Smith
(出所) *Financial Times*, Sept. 24 1992.

そのタイトルは、『グッドウィルはなぜバッド・ニュースたり得るのか?』という駄じゃれめいたものであるが、要点を衝いたものである。「のれん」に関する部分で、つぎのように書かれている。

「報告書は『企業取得指向型 (acquisitive) のイギリス公開会社のバランスシートが企業活動に投入された資本の全容を示していない』と指摘している。それは、過去に取得してきた会社の『のれん』に支払われた額を即時消却するのが完全に適法だとされた実務のためである。これは、1980年代の財務報告で多くの会社におなじみの実務であった」。

報告書によれば、「のれん」を即時消却したばあいの会社の財務業績と「のれん」を資産計上して計算した場合の2つの会計パターンにもとづいた結果を比較すると、大部分のイギリス公開会社のばあいには「のれん」消却分を後者の方法で改めて計算し直した結果では「平均使用資本当り収益」(return on average capital employed) は0.4%という受容し難いような低い値になってしまふ(第1図)。

ここでも、S S A P 22の「のれん」即時消却会計が見せかけの会社業績をつくりだすように仕組まれた虚偽の会計であったことが、告発されているのである。

だが、S S A P 22の意図的詐術性は以上にとどまらない。この点について、節を改めて考察しよう。

III 被買収純資産の「公正価値」評価とpost-acquisition cost の引当経理

S S A P 22は、企業取得時に被買収純資産の評価額のなかに将来の損失や「取得後」のリストラクチャリング費用（post-acquisition cost）を含め、それを引当経理し、その分を損益勘定（損益計算書）に影響を与えないよう貸借対照表の枠内で処理することを認めていた。S S A P 22の第14条はつきのように規定していた。

「企業取得に当って処分可能純資産に公正価値を付す場合、『企業の』買収価格を決定するに当って考慮される各項目に引当経理が必要になることがある。すなわち、予想される将来の損失とか経営組織の変更（reorganization）に要するコストなどである。こうした引当金が設定されると、それは取得時点で計上される債務の一部を形成することになる（同基準の付録3参照）。積極のれんにも消極のれんにもこの種の引当金が設定されることがある」（田中弘・原光世訳、『イギリス会計基準書』、308ページ）。

そして、その「付録3」のところで、「この付録は、指針を示したもので、この基準書の一部を構成するものではない」と断った上で、「公正価値明細表（the fair value table）なるものが示され（第21表）、「資産または負債の修正例」が次ページのようなかたちで例示されている（ここでも、また、「一般的な指針を示したもので、網羅的でも規範的でもない」という断わりがつけられている）。この表で「営業上の損失への引当金」が被取得資産の「公正価値」算定の一環として設定されていることがわかる。この設例のばあい、被取得企業の「企業集団にとっての公正価値」は、資産合計37万1000ポンドから負債合計1億6500万ポンドを差引いた純資産20万6000ポンドとなる。

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

第21表 S S A P 22の付録3で示された公正価値明細表

公正価値明細表：企業取得——XYZ社 1989年2月19日						
	帳簿価額	再評価	営業上の損失への引当金	その他の引当金	会計方針の統一	その他の主要項目
〔単位 千ポンド〕						
固定資産						
無形固定資産	—	—	—	—	—	80[f] 80
有形固定資産	160	20[a]	—	—	—	— 180
投 資	20	5[b]	—	—	—	— 25
流動資産						
棚卸資産	40	—	(4)[c]	(5)[d]	(2)[e]	— 29
債 権	35	—	—	—	—	— 35
投 資	10	—	—	—	—	— 10
現金預金	12	—	—	—	—	— 12
資産合計	277	25	(4)	(5)	(2)	80 371
負 債						
引当金：						
年金引当金	30	—	—	—	—	— 30
納税引当金	45	—	—	—	—	10[g] 55
そ の 他	10	—	8[c]	—	—	— 18
債務：						
社 債	2	—	—	—	—	— 2
銀行借入金	15	—	—	—	—	— 15
仕 入 債 務	30	—	—	—	—	— 30
その他の債務	10	—	—	—	—	— 10
未 払 費 用	5	—	—	—	—	— 5
負債合計	147	—	8	—	—	10 165
純資産	130	25	(12)	(5)	(2)	70 206
修正 説 明						
(i) 再評価						
注記a.	1981年の再評価後に生じた土地・建物の時価上昇					
注記b.	1983年の株式購入後に生じた非上場証券市場(USM)への投資株式の時価上昇					
(ii) 営業上の損失への引当金						
注記c.	工具部門の閉鎖にあたって発生すると予想される損失					

(iii) その他の引当金

注記d. 1年を超える在庫品の実現可能価額の見直しによる評価損

(iv) 会計方針の統一

注記e. 加重平均法から企業集団が採用している先入先出法への棚卸資産評価法の変更

(v) その他の主要項目

注記f. 無形固定資産の認識——取得した出版権と商標権

注記g. 公正価値の導入によって生じる繰延税金の修正

(出所) 田中弘・原光世訳『イギリス会計基準書』、中央経済社、1990年、327-8ページ

そして、「営業上の損失への引当金」は棚卸資産の評価減4000ポンド（「工具部門の閉鎖にあたって発生すると予想される損失」）および「その他」（同上）8000ポンドの引当經理が合計1万2000ポンド計上され、これが「純資産」の帳簿価額+再評価額から差引きられるのである。つまり、「企業取得時に将来発生すると予想される損失や取得後のリストラクチャリング費用」が「引当金」(provision)で「債務の一部」として被取得資産から差引きられて、落とされてしまうという論理構造になっている。したがって、この引当額だけ被取得純資産額は小さくなり「のれん」はそれだけ大きく出てくることにならざるを得ないが、こうして計算された「のれん」が積立金でひとまとめにして消却されてしまうという仕組みである。

このように、被取得純資産の「公正価値」評価という論理のなかに「将来の損失やコスト」の引当經理というファクターを盗び込ませ、それを「のれん」の即時消却のなかで一挙に消去してしまうというカラクリである。これは、豊富な株式発行差金や再評価剰余金を「連結財務諸表」というシェーマのなかで取崩して「のれん」の消却に利用できる巨大企業集団だけに可能な合法的会計操作なのである。くりかえしになるが、「将来の損失およびリストラクチャリング・コスト」は、あくまで連結会計上で消し去られ、親会社=取得会社の単独（個別）財務諸表には全く現われない。著作『イギリスのG A A P』は、「アメリカの会計ルールでは、このようなコストは取得会社に帰属するのが当然であり、そうでなければ取得会社は公正価値算定実務においてそれらコストを引当經理することができない。しかしながら、イギリスにはこのようなルー

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

ルが存在しないし、公開草案でもこの点がとり上げられていない」(UK GAAP, p.200)と批判的に指摘している。

ピーター・ホルゲート（監査法人デロイット・ハスキンズ・アンド・セルズ〔現在、クーパーズ・ライブランド・デロイット〕の上級テクニカル・マネージャー、1984—86年にA S C事務局長）は、ある論集への寄稿論文のなかで、被取得純資産の公正価値評価に上記の引当経理を持ち込んだばあい、連結利益はどうなるかということをつぎのような簡単な計算例で説明している（第22表）。

いま、A社がB社を100ポンドで取得したとする。Bの個別処分可能純資産は当初(at first sight) 70ポンドであった。すると差引き「のれん」は30ポンドとなる。しかし、Bは赤字経営すれすれで、その損失とA社との重複設備を除去するための若干の企業再編が必要とされ、その再編コストは25ポンドと見積もられた。このような支出はふつうは資本的支出でなく収益的支出であるだろう。Aの会計方針は「のれん」を積立金で即時消却するというものである。Aの連結利益は、再編コストを計算に入れなければ35ポンドである。再編コストを公正価値評価の一環として引当経理するばあいとそうでないばあいを比較すれば、つぎのようになる。

第22表 公正価値評価で引当金を設定したばあいの「のれん」と利益

	引当金を設定しないばあい	引当金を設定したばあい
処分可能純資産	£ 70	£ 45
「のれん」	£ 30	£ 55
利 益	£ 10	£ 35

(出所) Peter A. Holgate, *The history and regulation of goodwill accounting*, in : Michael Power (ed.) *Brand and Goodwill Accounting Strategies*, Woodhead Faulkner Limited, 1990, p.17.

この計算例からも明らかのように、引当金を設定したばあい、処分可能純資産評価額は再編コスト引当額だけ小さくなり、「のれん」はその分だけ高くなるが、それを積立金で落とすため連結利益は、引当金を設定しないばあいより大きく出てくる。コスト引当てをしないばあいは、再編コストは損益にチャージされ、その分だけ小さくならざるを得ない。公正価値引当金の本来のねらいはここにあったのである。

第23表のバートンによるデベナムズの取得に関する総括計算表は実に簡単なもので、一見なんもないように見える。支払対価は6億2700万ポンドとかなりの巨額であり、大型買収であったことがわかる。デベナムズの資産の簿価が

第23表 取得諸資産の「公正価値」にたいする再構築費用の調整

BurtonによるDebennamsの取得－1985年8月

	100万ポンド	100万ポンド
支払われた代価		<u>627</u>
債券 (loanstock)	31	
現金	<u>180</u>	
	211	
株式（1株4.55ポンドで9100万株）	<u>416</u>	
	<u>627</u>	
公正価値で計算された取得資産		300
再構築費用控除額		<u>43</u>
		<u>257</u>
債券および現金	211	
株式－額面（50ペンス）の総額	<u>46</u>	
	<u>257</u>	

(出所) Paul Ruttman, Accounting for brands and separability, in : Michael Power (ed.), *Brand and Goodwill Accounting Strategies*, Woodhead Faulkner Limited, 1990, p.59.

示されていないので、「公正価値」3億ポンドが簿価に対してどれほどのディスクOUNTになったかは不明である。だが、これに、さらに再構築費用がチャージされて、最終的に2億5700万ポンドとなってしまった。すると、「のれん」は、3億7000万ポンド（627百万－257百万）ということになる。デベナムズ諸資産の最終「公正価値」で調整された価額をはるかに上まわる「のれん」となった。これが、一挙に消却されてしまった、というわけである。これは相当な額といわざるを得ないであろう。

ここで、企業取得において公正価値評価引当金経理を会計操作のために利用したいいくつかの注目される事例を紹介しておくことにしよう。

1 T I Group PLC (旧社名 Tube Investment) T I グループはエンジニアリング、特殊管製品を主要業種としながらもM&Aをつうじて航空機部品、航空・航行電子管制・誘導装置、コンピューター、特殊ポリマーその他多様な製造分野を統合する一大国際企業集団である。1992年5月にはダウティ

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

(Dowty Group Plc) という航空機部品・電子機器部門のそれ自体巨大な企業グループを敵対的買収という方法で取得している。このDowtyの買収を契機にこれまでのT I グループの取得会計のあり方について疑問がなげかけられ、論議を呼んだ。それは「蜜月会計」("honeymoon accounting") などと呼ばれたりしているが、要するに企業取得にかかる「公正価値調整」(fair value adjustment) のことであり、取得後の企業再編コストの負担が会社の財務諸表上の利益に影響を与えないように会計処理してしまうやり方である。1986年以降(M & A ブーム期—この点にも注目) T I (Tube Investment) は企業取得の都度「公正価値」調整を行ない、5億ポンドの取得代価と1億ポンドの企業再編費用をこの方法で処理した。

公正価値引当金は通常取得直後に設定され、その後の18ヵ月以内に取崩されることになっている。ところが、1989年度の財務報告で、T I は9200万ポンドの公正価値引当金を計上したが、そのうちの約5900万ポンドは1988年の取得にかかる「追加的のれんの消却」("additional" goodwill write-off) に充当された(第24表)。この「追加的」引当額はこの年の税引前利益1億1200万ポンドの半分以上に相当した。つまり、問題は、1988年の取得の公正価値引当金は88年の取得直後に計上すべきであったのに、89年に「追加」のかたちで計上したことが1つと、本来通常の経常費用として損益に落とすべきものを公正価値引当金のかたちで「のれん」に含めて積立金で消却した(期間利益はそれだけ膨らんだ)という点にある。1990年に、T I は、このやり方を許容適法範囲ぎりぎりまで利用しているとしてシティで多くの批判を呼んだ。批判は、1989年の財務報告に現われた製造設備、経営システム、組織機構の大きな合理化にかかるこれらのコストはむしろ「例外費用」(exceptionals) としてか、または営業費用(operating cost) として処理すべきであつただろう、と指摘している。

1988年の取得というのは、バンディ(Bundy、小口径特殊管メーカーで、欧米、韓国などに製造・営業子会社をもつ)の買収のことであるが、T I は1988年4月の同社取得後、監査人が今後に予定されている「のれん」消却の確認と監査報告書にサインするまでに11ヵ月の期間があったのであるから、1989年度

第24表

TI Group 財務報告書（1989年12月31日）より
積立金

(単位：100万ポンド)

過年度修正	企業取得代価	資産の公正価値暫定見積額	1988年12月31日の「のれん」の暫定見積額	1989年の公正価値(追加)	「のれん」
John Crane	314.7	130.3	184.4	4.2	188.6
Bundy	148.5	115.2	33.3	39.0	72.3
Thermal Scientific	<u>76.4</u>	<u>25.3</u>	<u>51.1</u>	<u>16.1</u>	<u>67.2</u>
	<u>539.6</u>	<u>270.8</u>	<u>268.8</u>	<u>59.3</u>	<u>328.1</u>

過年度の取扱にかかる引当金の変動は以下のとおり――

1988年12月31日残高	56.1
為替レートの調整分	3.8
取崩し額	(57.7)
損益勘定への振替え	なし
「のれん」にチャージされる追加引当	59.3
1989年12月31日残高	61.5

(出所) Accountancy, June 1990, p.37.

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

になって「追加」消却を行なうのは理解しがたいと、幾人かのアナリストは指摘している。

T I の公正価値調整会計がなぜこれほどまでに騒がれたかということの眞の理由は、この会計操作の合法すれすれの悪用によって言わば1匹の羊皮から2枚の皮を剥ぎとることが行われたことにある。すなわち、バンディの取得にかかる「のれん」は1988年にすでに消却済みでゼロとなっていた。それにもかかわらず、ゼロのはずの「のれん」を翌年もう一度消却したのである。それは取得企業（前年度＝1988年）の再編費用を89年の公正価値調整に計上するというやり方で、89年の「のれん」を膨ませて行われたというわけである。

なお、T I の財務担当取締役のマイケル・ガーナーは会計基準審議会のメンバーの1人であり、そのA S Bは92年後半には公正価値調整の取扱いを含む基準草案（財務報告公開草案F R E D）を出すことになっていたから、この組み合わせは実に妙という他はない。ついでながら、T I の外部監査人となっているのはプライス・ウォーターハウスである（以上は、*Financial Times*, May 6 1992による）。

ところで、T I 社はダウティ社取得後、その2つの事業部の本社その他を閉鎖し、1500名の人員整理を行なったが、さらに93年6月までの半年間に800名の人員削減を実施した（そのほとんどがダウティ関係）。この企業再編費用900万ポンドのうち300万ポンドが余剰人員整理のための費用とされている。これがどのように経理されたかについては伝えられていないけれども、おそらく従来のような操作が行われている可能性が強い。

このような「密月会計」によってT I の利益は増大しつづけているけれども、他面でT I の借入金は1993年夏までの半年間に急増して2億4100万ポンドとなり、負債比率(gearing)は86パーセントという高さとなっている(*Financial Times*, Aug. 6 1993)。銀行借入金だけは借入主体が明白であり、連結で消すというマジックは通用しない。企業買収資金のなかに占める借入れ資金の比重が大きければ、親会社＝単独会社の債務比率は高まるのは必至である。

簿価で結合企業資産を連結する「合併会計」と異なり、「取得会計」では被取得企業の資産を公正価値（現在価値）で評価しなおすので有形固定資産価額

は高くなり、取得後の減価償却費が増加し利益を圧迫することになるだろうと一般には考えられる。しかし、実際には、「将来の損失や再編コスト」の引当經理によって公正価値をかなり減額させることができあり、それにより減価償却費の増加を防ぐ効果が生まれるという面も見落としてはならない。このようなことを考え合わせると、公正価値評価は「取得会計」に「合併会計」的効果を与えるためのデバイスとして企業や会計スペシャリストたちが最初から考えついていたのではないかとしか思えない。

2 Boots Company P L C 医薬品、化学製品などの製造・開発、不動産業、デベロッパーといった事業分野をもつブーツ・カンパニーは、第25表に見られるように1990年度中に2つの企業取得を行なった。同社の財務報告書（連結）の脚注21で「取得」の会計処理を開示している。そこでは、ウォード・ワイト社（Ward White Group）の取得を主たる内容とした明細が示されている。ウォード・ワイトの簿価での純資産額は1億8200万ポンドであったが、公正価値調整で減額分3,560万ポンド、さらに会計方針の調整850万ポンド、取得引当金2,310万ポンドが差引かれ、ネットの純資産額（連結公正価値）は1億1660万ポンドと簿価よりもはるかに小さくなった。ウォード・ワイトの「のれん」はその分だけ大きくなり6億4490万ポンド（純資産の約6倍！）と算定された。「傑作」なのは、もうひとつの取得にかかる經理で、その簿価での純資産額は1210万ポンドであったのに、公正価値調整、会計方針調整、取得引当金などを差引「連結純資産」はマイナス240万ポンド（！）となったのである。これを支払対価から差引くと「のれん」は1590万ポンドとなり、簿価での純資産額をはるかに上まわってしまった。全体としてみると、被買収2社の純資産「公正価値」最終額合計とその「のれん」との比率はつぎのようになつた（114.2 : 660.8）。ここに、「公正価値」調整というものがどれほどドラスティックな機能と役割を持たれているかということがみごとに示されている、といえよう。いずれにせよ、このようにして算定された「連結のれん」は即時消却され、それとともに「取得引当金」に計上された将来の損失・コストも損益勘定とは無関係に即時消却されてしまったのである。

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

第25表 取得諸資産の「公正価値」にたいする取得引当金の調整事例

The Boots Company PLC (1990)

注記番号

2 経常活動にかかる税引前の売上と利益（抜粋）

旧Ward Whiteの経営成果は1989年8月22日以降当社の勘定に含められ、その額は支払利子控除前で3900万ポンドであった。

12 固定資産－投資（抜粋）

当年度中に親会社はつぎの会社の株式を取得した――

a Ward White Group plc. 主として英国内では自動車部品とDIY製品の、米国では自動車部品の小売に従事しているグループである。しかし、その米国での営業はBootsの長期戦略目的にそぐわず、取得時にそれらは売却されるだろうと表明された。これまでフットウェア事業が売却され、自動車部品事業の売却契約がとり交されている。

Ward White Group plc. から取得された株式は以下のとおり――

120,789,061株の普通株、1株25ペソ

232,703,704株の転換買戻し付優先株、1株10ペソ

支払は額面1株25ペソ、時価3ポンドの普通株48,659,758株、ノート(loan notes)2,140万ポンド、現金7億2800万ポンドの交付でなされた。

b Miller and Santhouse PLC. 小売り光学機械商で特殊眼鏡(prescription glasses)の製造業者。この買収には、額面25ペソ、時価3.08ポンドの普通株1,359,696株、ノート(loan notes)300万ポンドと現金800万ポンドが支払われた。Miller and Sainthouseの普通株8,082,383株は1株5ペソで当社が保有している。

1985年会社法131項にもとづく法定の株式差金免除(statutory share premium relief)が両ケースともに適用された。

21 取得

取得時の簿価 £100万	公正価値 £100万	会計方針調整額 (Accounting policy alignment) £100万	企業取得引当金 (Acquisition provisions) £100万	連結された 公正価値 (Fair value to the Group) £100万
Ward White Group				
有形固定資産	182.2	(6.8)	(1.5)	173.9
貯蔵品(Stock)	112.3	(7.3)	(.5)	104.5
借方勘定(Debtors)	142.1	(4.1)	(7.4)	130.6
短期の投資	9.9	(8.1)	—	1.8
純借入額	(139.7)	—	—	(139.7)
貸方勘定(Creditors)	(114.9)	(14.1)	(1.0)	(130.0)
取得引当金	—	—	(32.3)	(32.3)
繰延べ税額	(9.3)	4.8	3.1	7.8
	182.6	(35.6)	(7.3)	(23.1) 116.6
その他の取得	12.1	(4.1)	(1.2)	(9.2) (2.4)
取得純資産	194.7	(39.7)	(8.5)	(32.3) 114.2

のれん

Ward White Group取得にかかる分	644.9
その他の取得にかかる分（過年度の200万ポンド分を含む）	<u>15.9</u>
	<u>660.8</u>
	775.0
支払実行額 (discharged by)	
株式発行額	12.5
融通手形 (loan notes) 発行額	24.4
現金支払額	738.1
	775.0

即時売却が決まっている Ward White Group の在米資産は上記の取得時簿価のなかに、処分価値で含まれている。

取得引当金は戦略的転換を実行するための予想コストを反映している。

1985年会社法131条の法定株式発行差金勘定設定義務免除 (statutory share premium relief) はWard White, MillerおよびSanthoseの諸グループの取得にかかるって実施された。したがって、のれんはその分だけ少くなっている。

(出所) Ernst & young with Mike Davies/Ron Paterson/Allister Willson (principal authors and editors), *UK GAAP [Generally Accepted Accounting Practice in the United Kingdom]*, Longman, 1990, pp.235–6.

3 A D T Group P L C 同社はタクス・ヘイヴンのバー・ミューダに足場を置いて自動車競売 (car auction) と自動車担保金融業務 (security service) を多国籍的に展開しているイギリス企業で、アメリカを主要な活動領域としている。同社は、ニューヨーク株式取引所 (NYSE) にも上場している。カナダの廃棄物処理会社のレイドロー (Laidlaw) グループがA D T株式の28.4%を所有していて、A D Tの経営支配権を主張し、長らく係争中であるが、レイドローは告訴理由のひとつとして、A D Tが子会社との取引をつかって架空の利益をでっち上げていると申し立てていた。

また、世界各地の銀行や会社の企業評価を専門に行なっている独立の機関であるI B C Aは報告書のなかで、A D Tの収益の中身 (quality) と監査法人クーパーズ・アンド・ライブランド (Coopers & Lybrand) のバー・ミューダ事

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

第26表 ADTの純収入（イギリス会計とアメリカ会計での計算比較）

(単位：100万ドル)	1986	1987	1988	1989	1990
報告された純収入（イギリスの会計方式による）	114.9	187.1	301.3	318.9	181.9
アメリカの「一般に認められた会計原則」 (GAAP) で計算した純収入	9.7	28.8	(20.4)	97.1	15.3
純収入内訳：					
経常的活動 (continuing operations) によるもの	18.8	41.1	106.6	190.3	124.9
非経常的活動 (discontinuing operations)	(9.1)	(12.3)	(127.0)	(93.2)	(109.6)
アメリカGAAPで計算した純収入(上に同じ)	9.7	28.8	(20.4)	97.1	15.3

(原資料) Datastream

(出所) *Financial Times*, Aug. 23 1991.

務所による監査の適確性について重大な疑問を投げかけていた（1991年）。

これまで、一部の投資家たちはADTとその関係会社群との間の取引の入り組んだ関係とか、バーミューダの会社法の緩やかな規定のもとでドル・ベースの会計処理がなされていることを看過し易かったが、それもADTの中核的事業である自動車金融と競売部門の業績がうまく行っているように思われたからである。だが、米国証券取引委員会（SEC）のファイルから上ののような思い込みが大きな疑問にさらされざるを得ないことがわかつてきた。

ADTの1990—91年度の財務報告書によれば、上記中核事業部門の税引前利益は90年に1億7400万ドルから1億9700万ドルに増大した。だが、アメリカの「一般に認められた会計原則」（GAAP）にしたがったSECの報告様式（Form 20F）の会計数字はそれとは全く違った姿を示していた。自動車金融と自動車競売事業を意味する「経常的活動」（continuing operations）からの純収入は1億9000万ドルから1億2500万ドルへの落ち込みを示していた。しかも、1990年の数字は、イギリスと北米での新規の企業買収による利益によって底上げされたものであった（*Financial Times*, Aug. 23 1991）。

いま、ADT自身がイギリスの会計ルールを使って開示した純収入とアメリカのGAAPによって計算された純収入の5年間の動きを比較したものが第26表である。両者の数字には天地のような相違があるのに驚かされる。『ファイ

ナンシャル・タイムズ』紙は、この数字の大きな開きの根底には、イギリスとアメリカの会計方式の相違という一般的な原因ではなく、なによりも両国の「企業取得会計」の相違にあると指摘している。同紙の解説論文(John Plender稿)は、「イギリスの取得会計がきわめてフレキシブルなことで知られるところであり、資産価値の大幅な切り下げ(write-down)と企業再編の巨額な引当をしばしば許容している(監査人はそれを望んでいる)」、「その効果は、取得で生じた『のれん』の額を増大させることであり、その『のれん』は積立金で即時消却される。他方、将来の利益は企業再編コストを負担しないように守られ、しかも過剰引当残高は以後の年度に利益として繰り入れられるのである。ADTがその会計において企業再編費用の即時引当ての機会を利用したことは明白である」と指摘している。

同論文は、さらに続けて、つぎのように述べている。

「同時に、イギリスでは子会社や関連会社の売却処分による利益はより大きく現われ、損失はより小さく現われる。というのは、投資原価が最初の切り下げによってすでに減少させられているからである。これがADTの報告利益に確実に作用したと思われる。これと対照的に、アメリカのルールは、資産評価や引当金に関しては厳しく、『のれん』は一定の年数の期間に償却されるよう求めている。アメリカのルールのもとでは、ADTは過去3年間に売却処分に付された諸企業にかかる『のれん』の追加的償却分5億6500万ドルを利益にたいして行わねばならなかつたでろう」。

同紙の解説は、ADTと子会社とのあいだの不明瞭な取引の複雑な仕組みなどについて詳しく述べているが、さし当たり本項のテーマとは直接の関連を持たないので紹介は割愛する。

4 英国民営化水道会社(water companies) サッチャー政権時代にイギリスの公的部門の民営化が推進され、1989年に水道セクターが民営化された。他の経済分野ではリセッションの打撃をうけて企業結合活動は後退を余儀なくされていたのに、この分野では企業買収活動が活発に展開された。その概況は第27表に示されるとおりである。いま、ここでは、その状況自体について論及

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

第27表 イギリス水道会社による主要な企業買収

時 期	買収側会社	ターゲット企業	買収対価 (100万ポンド)
<廃水処理分野>			
1991年5月	Severn Trent	Biffa	212.0
1991年10月	Wessex Waste Management	Wimpy Waste	106.5
1993年1月	South West	Haul-Waste	27.5
1993年1月	Wessex Waste Management	NFC Waste Management	12.0
<エンジニアリング>			
1989年12月	Thames	PWT	30.0
1990年11月	North West	Enviro	28.6
1990年12月	North West	Water Engineering	14.0
1991年7月	North West	Wallace and Ti	75.0
1991年6月	North West	Edwards & Jones	12.0
1992年1月	Thames	UTAG	33.0
1992年1月	Thames	FB Leopold	25.9
1993年1月	Thames	Simon Hartley	20.2
1993年2月	Anglian	Nordic Water	38.0
1993年2月	Welsh	Acer	55.1
<その他>			
1990年10月	Welsh	S. Wales Electricity (14.9%)	売却
1991年	South West	Westcountry TV (51.0%)	不明
1992年1月	Yorkshire	JV Babcock International	不明
1993年2月	Northumbrian	Simon Consultancies	10.5

(出所) *Financial Times*, Feb 23 1993.

することは避け、この水道セクターの企業買収が会計的にどう処理されたかに目を向けて。そうすると、ここでも、また、SSAP22が軌道を敷いた公正価値評価における会計操作の事実が浮び上がってくる。それは、SSAP22の付録で示される公正価値明細表モデルの欺瞞性を、さきのブーツ・カンパニー(Boots Company)の事例とともに、はっきりと暴き出している。SSAP22付録3の明細表モデルでは、被買収資産の「再評価」額は簿価より大きくなり、「引当金」分などを差し引いても、全体としての公正価値は簿価よりもはるかに大きくなるように表示され、また、そうなるのが当然であるかのような印象を与えていた。ところが、現実は全く逆で、被買収純資産の公正価値調整額ト一

タルは元の簿価よりはるかに小さくなるのが一般的実務となっていたのである。そうすると、簿価と支払対価との差額として計算された「のれん」よりも、公正価値で計算された「のれん」の方が大きく出てくることになり、連結上でこの「のれん」が積立金で即時消却されるというシナリオの重要な環をなしていったことがわかる。問題は、「ポスト・アクイジション・コスト」や「フューチャー・ロス」にたいして引当経理し、それを債務として純資産簿価から差引くというだけでなく、最初の被買収資産の「再評価」の段階でもwrite-downが行われるというメカニズムとなっていることに付録3の明細表はヴェールをかけていたのである。さきのブーツ・カンパニーの事例は、そのことを明々白々に示していた。

水道会社の事例はどうか。これについては、詳細な資料は、目下のところ、ない。だが、『ファイナンシャル・タイムズ』の解説記事が触れているつぎのような事実が注目される。

「大型企業取得のほとんどがかなりの『のれん』消却を行なってきた。たとえば、1991年10月にWWM (Wessex Water Management) がウィンピー・ウェイスト・マネージメントを1億650万ポンドで買収した件は公正価値調整後約1億ポンドの『のれん』消却ということになった〔つまり、1億650万ポンドの被買収企業の純資産公正価値は僅か650万ポンドと評価され、「のれん」は1億ポンドと計算されて、即時消却されたということである。何というすさまじさ (!!) 結局のところ、取得資産はタダ同然とされたのである—引用者—〕。ナットウェスト (ナショナル・ウェストミンスター・バンク, Nat West) のアナリスト、ロバート・ミラー-ペイクウェル氏の指摘によれば、『〔諸会社は〕典型的なやりかたとして固定資産を切り下げ評価 (writing down) している。これはより少い減価償却ということを意味し、それによって利益の流れを押し上げる』のである」(Financial Times, Feb 23, 1993)。

この記述では、被取得固定資産の評価減と公正価値調整、「のれん」消却額の三者の関連メカニズムにまでは必ずしも触れられてはいないが、買収固定資産の評価減が「典型的」だとされていることに留意るべきであろう。簿価以下への買収固定資産評価減は、「のれん」の膨張へと必然的につながっていく

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

ことになる。このようにして、S S A P 22の性格と特徴——会計詐術の公認という——がますます明瞭なたちで浮び上ってくるのである。

IV 80年代後期イギリス「のれん」会計の破局への推転

いささかたどたどしい記述となったが、以上が、80年代後半にとりわけ支配的となったイギリスの「のれん」即時消却会計の詐術的メカニズム——それは連結会計の仕組みに媒介されてある種のまことしやかな計算上のフィクションを現実的なものとして機能させる——の解剖結果である。80年代後半におけるイギリスのM&Aブームは、このような会計方式と結びつき、それに支えられて大々的に展開された。この時期が、また、この会計方式のいわばブーム期でもあった。だが、大型合併が相次ぐにつれ、即時消却される「のれん」の規模も大型化するに至り、企業集団の多くが実際には巨額の未消却残高を抱えることとなつた。それは、「のれん」消却用として特定された積立金勘定の借方残高という現象 (=negative reserve)、はては連結バランス・シート上で純資産がマイナスとなる現象 (=negative net assets) さえも生み出し、「(連結) バランス・シートの空洞化」(hole in the balance sheet) という奇怪な外見(bizarre view)を現出させることになった。それは、連結会計のありとあらゆるマジックを駆使しても、これ以上「のれん」の消却(immediate write-off)を続けることが不可能になるところまで行きついたことを意味していた。株式市場の動向からしても、また、買収会社=親会社の財務構成からしても、買収のための株式発行を頻繁に重ねることには限界があった。固定資産再評価も連結会計のこととはいえ、それを頻繁にくりかえすことにも問題があった(89年会社法はその取消しをきびしく制限した)。

企業買収の続行こそがビジネス・グループの命運がかかっているところでは、このようなデッドロックからの活路を切り開くことが、切実な課題となるに至った。このような状況のなかから浮び上ってきたのが、前にも述べたように、すでに消却済みの「のれん」をブランドとして遡及的に資産計上し直すことであった。こうして、80年代末から「ブランド会計」(accounting for brands) の盛

行局面を迎えることになった。これを契機に、「『のれん』は無形固定資産ではないのか」という議論をはじめとする論争がさまざまなかたちでまきおこってきた。だが、ブランドを「のれん」と区別して資産計上する会計学的根拠には種々の問題が孕まれていた。

本稿では、ブランド会計をめぐる論争や諸問題に詳細に論及する余裕はもはやなくなりたので、これについては別の機会にとりあげざるを得ない。ここでは1つのケースとその問題点だけを紹介しておく。

1987年10月、ラドブローク社 (Ladbroke PLC) はヒルトン・インターナショナル・コーポレーションを買収し、2億7670万ポンドの「のれん」を取得時に消却したことを見た財務報告書で開示した。しかし、1年後「会計環境が大きく変り」、取締役会は「ヒルトン・インターナショナル」というブランド・ネームを別個処分可能資産 (separable assets) として認識しそれに帰属する価値をバランス・シートに計上することにした。ところが、「ブランド・ネームに付与される総価値 (full value)」は以前に消却された「のれん」価額よりも大きくなつた。過年度会計の修正はブランド・ネームの公正価値を資本化するに当つて、かつての「のれん」の公正価値から「消極のれん」を差引いた額で計上すべきであったにもかかわらず、そのようにされなかつた。「消極のれん」額そのものは開示されておらず不明であったが、ラドブロークの取締役たちはこのブランド・ネームが取得されたときの価額は彼らが付与したブランド・ネームの総価値よりも割引きされたものであった、と主張している (Paul Ruttman, op.cit., p62)。

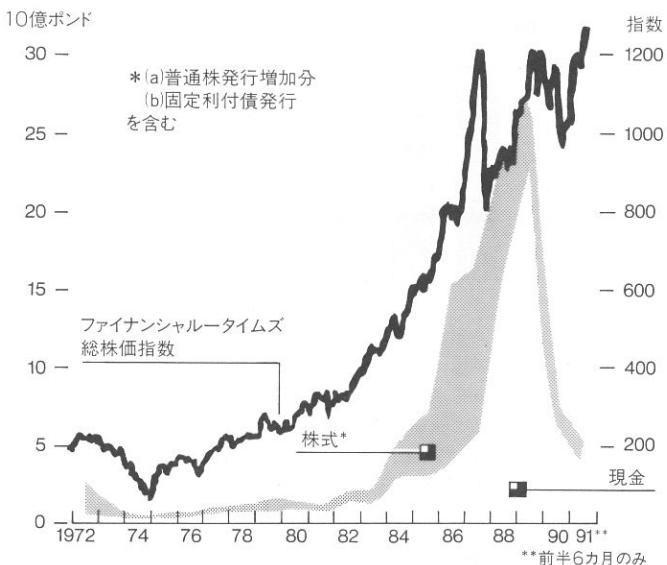
このような会計手続き問題よりも、むしろ重要な問題点は、上記のブランド・ネームの価値を（「のれん」としてではなく）それ自体として客観的にどのように確定できるのか、ということである。ヒルトンのブランドの価値がヒルトンのホテル・ネットワークという無形のものから生まれるとしても、そのネットワークはホテルそれ自体の固定資産価値からきり離して価値を持つことができるのか？それは主観的評価にすぎないのではないか？その他多くの疑問や議論の可能性がそこに孕まれていた (Paul Ruttman, op.cit.)

しかし、「のれん」の即時消却実務とそれを公的に認知した S S A P 22 の終焉をさらに決定的にしたものは、1990年にはじまるイギリス経済の不況への突入であった。また、1987年10月のブラック・マンデー（株価暴落）もそれに寄与した。

第2図および第3図を見ると、その情勢転換は実に画然とした姿で現われている。第2図は、イギリスにおけるM&Aの動きを、年々の取引金額総計の変

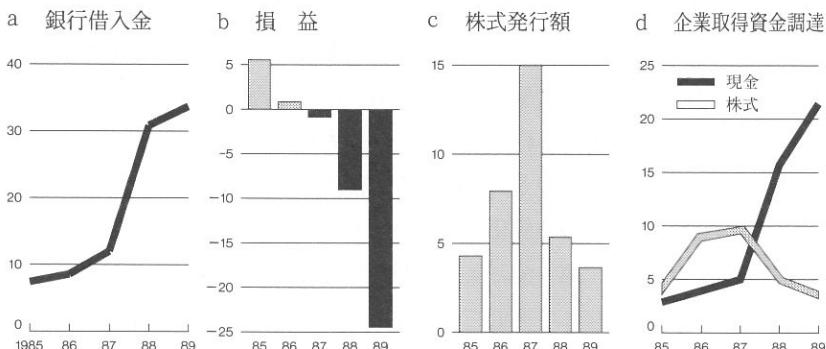
「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

第2図 イギリス国内における企業買収・合併に支出された額



(出所) *Financial Times*, Sept.21／22 1991.

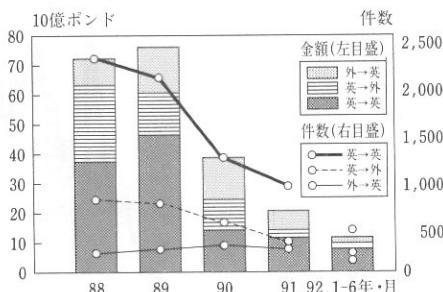
第3図 イギリス諸会社の債務依存の強まり（単位：10億ポンド）



(資料) 公式統計

(出所) *Financial Times*, Sept.22／23 1990.

第4図 英国企業に関するM&Aの金額・件数



(注) 外→英：外国企業による英國企業のM&A

英→外：英國企業による外國企業のM&A

英→英：英國企業による英國企業のM&A

(資料) Acquisitions Monthly

(出所) 日本貿易振興会『1993ジエトロ白書・投資

編－世界と日本の海外直接投資』11ページ。

化で見たものであるが、1986年にブームが開始され、89年がピークに達し、90年に激しく後退した状況がくっきりと軌跡を描いているのがわかる。もう1つの特徴は、1986-87年の2年間は企業結合の対価支払のうち株式発行によるものが圧倒的比重を占めていたものが、87年10月のブラック・マンダーによる株価暴落以降は株式発行が大きく後退し、こんどは現金による買収の比重が圧倒的な割合を示すようにシフトしていく。この現金というのは自己資金だけでは到底賄いきれない（とくに大型合併のケース）ので銀行借入れに依存したことを示すものであり、M&Aの件数増大とそれが大型化する87-89年にこの借入は激しい勢いで増大している。株式から銀行借り入れへの転換の背景には、また、87年以降の企業損益の悪化（欠損の増大）がある（第3図）。

1990-92年の状況は、第4図および第28表に見られるとおりである。M&Aの件数・金額ともにかなりの後退を示している。その原因のひとつが、企業の銀行借入の巨額化とギアリング（債務比率）の高まりである。これが、買収意向企業に引き続き銀行借入れに依拠して企業買収活動を展開することを困難にした。

大型企業買収による巨額の銀行債務の返済不能によって経営がデッドロック

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

第28表 英国企業をめぐる最近のM&Aの動向

(単位: 件, 100万ポンド)

	英国企業によるM & A				外国企業によるM & A (対英國企業)	
	対英國企業		対外国企業			
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
88年	2,241	37,623	770	25,027	199	9,001
89年	2,028	45,524	710	14,004	225	16,151
90年	1,228	14,062	534	11,023	296	13,616
90年(1~6月)	584	8,263	318	6,765	147	6,778
91年(1~6月)	419	3,130	150	1,221	127	3,666

(資料) Acquisitions Monthly

(出所) 日本貿易振興会『1992ジェトロ白書・投資論—世界と日本の海外直接投資』
263ページ。

に追いつめられるなかで社主が西アフリカのリゾート地の海域で謎の死をとげた事件で知られるメディア帝国マクスウェル・グループの破綻のケース（1991年11月）は、その象徴的な事例と言えよう。新聞・出版・印刷の分野を中心に企業買収を横軸として企業王国を築き上げた企業家ロバート・マクスウェルは、アメリカを主たる活動舞台とするマクスウェル・コミュニケーション・コーポレーション（MCC）をつうじて1988年10月にアメリカの出版会社マクミラン（Mcmillan）とオフィシャル・エアラインズ・ガイド社を33億ドルで買収した。決算日を3ヵ月延長して1989年3月を期末とするMCCの変則年次財務報告書には上記2社はまだ子会社として登場していない。1990年3月期の年次報告書では負債は19億ポンドとなり、支払利息は前年の1700万ポンドから一挙に1億800万ポンドに増大していた。この年次報告書で「無形固定資産」（「のれん」と出版権）が計上され、22億ポンドと評価されていた。マクスウェル企業帝国と社主ロバート・マクスウェルの「生と死」を精細にフォローしたトム・バウアー著『海に消えた怪物』（原題、 Maxwell the outsider. 山岡洋一訳、文藝春秋、1992年）は、その第12章「借金地獄」のところでつぎのように書いている。

「無形固定資産の額をできるかぎり大きくすることを、マクスウェルは望んでいる。この額が大きくなれば、MCCの借入余力が大きくなり、株価も上昇する。株価を押し上げることがマクスウェルの目標だった」(517ページ)。「ある会計士はMCCの『無形固定資産』を15億ポンドと評価している。この評価を採用したとすれば、MCCの資産から負債を差し引くとわずか3億ポンドしか残らなくなる。どの評価額を選ぶかは主觀によって判断するしかないが、どの数値を選ぶかだけでマクスウェルの借入能力が大きく変ってしまい、したがって、さらに企業買収を進められるかどうかが決まってしまう。『無形固定資産』を高くすれば、紙の上では利益が膨らむ。こうしてシティの言葉を使うなら『収益の質』に対する懸念が高まることになる」(517-518ページ)。

1991年3月の年次財務報告書では、MCCの無形固定資産は監査法人クーパーズ&ライブランドの承認のもとに24億1000万ポンド、と評価され、その他の資産は28億1000万ポンドだとされた。同年5月の企業評価で株価をもとに計算されたMCCの企業価値は時価総額で12億ポンドでしかなく、負債を差し引くと純資産は4億ポンドにすぎなかった。13億ポンドの債務超過になっているとする見方すらあった(同上、536-537ページ)。マクスウェルの企業ピラミッドは、その生き残りの最後の局面で「自生の(home-grown)のれん」「無形固定資産」の会計操作をフルに動員して必死の試みを行なったが巨額の債務の重圧をいかんともし難く、破局を迎えたのであった。マクスウェルの事例は、「のれん」・「無形固定資産」の役割、機能がどのようなものかを示す象徴的事例であったとも言える。

80年代後半に大型企業買収をくりかえしてきた企業は多かれ少なかれ90年代に入ってマクスウェル・グループと同様の窮況にとらえられ、彼らのバランスシートに「のれん」消却による空洞化と巨額の銀行債務の累積が見出されるようになった。このような事態をもたらすのに貢献したのがSAP22に集約される「のれん」即時消却と公正価値調整の会計方式であった。

1993年4月6日付『ファイナンシャル・タイムズ』紙の論説(「勇敢な番犬」と題されている)は、イギリスの現行の企業取得会計の放縱さ(laxity)を早急に改める必要があり、ASBはそれに着手しているが、現行方式の維持に利害を持つ勢力からの強い抵抗と妨害が予想されるので、政府、政界(CBI)、シティのなかのASB支持者たちのバック・アップが必要だということを主張

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

している。注目されるのは、この論説が上記会計方式の仕組みのポイントをみるとごとに言い当てていることである。そこでは、つぎのように述べられている。

「この放縱性は、現行ルールのもとで、取得会社にたいして被取得会社の資産、負債に新しい『公正』価値を付与する許容範囲というものにかかわっている。まず、被取得会社の純資産（stock）を非現実的なまでに低い水準に切り下げ（write down），ついで、大まかにしか区分されていない合理化・再編費用、不良債務、修繕その他さまざまな項目にたいして前もって引当てを行おうという誘惑がそこにある。その効果というのは、取得から生ずる『のれん』の数字を膨ませることであり、その『のれん』を乗っ取り屋たちのほとんどは積立金で即時に消却し、以降の諸年における利益を人為的に押し上げるのである」（*Financial Times*, April 6 1993）。

以上からも明らかなように、80年代型イギリス企業取得会計＝「のれん」会計が転機を迎えるを得なくなったり、実際に転換が進められる時が到来したことがよく理解されるであろう。さらに、これを促迫する外的環境としては、EC会社法指令（EC Directives）における会社計算規則のイギリス国内法＝会社法への取入れの強い要請とか国際会計基準（IAS）とイギリス会計基準との調和（harmonization）の必要の強まりといった状況がある。

これらについて論じたものとして、さしあたり、つぎのような文献がある。

Les Campbell, International aspects of accounting for goodwill and mergers ; Christopher Nobes, The United Kingdom and the Seventh Directive, each in : S.J.Gray and A.G.Coenenberg (eds.), *International Group Accounting*, Croom Helm, 1988 ; Rudolf Brunovs and Robert J. Kirsch, Goodwill accounting in selected countries and the harmonization of International Accounting Standards, ABACUS, Vol.27, No.2, 1991; Michael A. Diamond and Donald T. Nicholaisen, Intangibles, in: Frederick D.S. Choi (ed.), *Hanbook of International Accounting*, John Wiley & Sons, Inc., 1991; International Standard that does not exist, Accountancy Column, *Financial Times*, Jan.12 1990 ; David Waller, E C struggles to design comparable standards, Accountancy Column, *Financial Times*, Jan.19 1990 ; David Waller, Gloves will soon come off in goodwill battle, Accountancy Column, *Financial Times*, Aug.3 1989

しかし、これらの側面については、ここでは論及することはもはやできない

ので、ただ指摘にとどめざるを得ない。

1990年2月にASCがSSAP22, 23から根本的に転換する内容の公開草案47(ED47)「のれんの会計」および公開草案48(ED48)「企業取得と合併の会計」を出したとき、それは、欧州大陸諸国やアメリカの眼から見れば至極当然のルールであると思われたが、イギリスの伝統的慣習からすれば現実離れした理想主義的改革案であるかのように受けとめられる雰囲気がかなり存在した。ED47の基本点は、「のれん」を資産として貸借対照表に計上し、例外を除き原則として20年間を超えない期間にわたってそれを償却し、償却は損益勘定をつうじて行おうというものであった。積立金による即時消却が否定されたことによって、連結会計上のマヌーバーの余地は大きく狭められることになる。だが、ED47では、もうひとつの会計操作=「創造的会計」の柱である「公正価値調整」については何ら言及されず、その意味でそれはまだ曖昧さを残していた。ED48では、「合併会計」=「プリンティング会計」に厳しい条件を付し、企業結合の当事者の一方が「取得者」(acquiror)、他方が「被取得者」(acquiree)とならないことがはっきり確認できるばあいにのみそれが適用されることとした。たんに株式交換という形式だけでは「合併会計」(簿価で資産・負債・株式資本金を連結あるいは合体し、「のれん」は生じない)の適用は認められない、というものである。

また、ASCは、1990年5月に、公開草案52(ED52)「無形固定資産の会計」を発表している。「のれん」の即時消却に困難を來したグランド・メトロポリタンやマクスウェルなどの一連の企業がすでに消却済みあるいは新規に取得した「のれん」を「無形固定資産」に切換えて処理するようになり、また、「ブランド」会計なども抜け道としてさかんに利用されるようになってきたことから、そして、また、ED47をすでに出したという経緯もあり、これをとりあげないわけにはいかなくなったのである。ED52では、「それ(無形固定資産)を生み出すのに発生したコストが容易に認識可能であり」、「その特徴が『のれん』やその他の資産と明確に区別されることができ」、「そのコストが『のれん』やその他の資産、関連のある企業収益(relevant business earnings)とは独立に測定され得る」ばあいにのみ、無形固定資産として計上することが

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

認められる、とされた。また、同じころ、ASCは、「テクニカル通譲」738号 (Technical Release [TR] 738) 「ブランドにとくに重点を置いた無形資産の会計に関するASCの暫定的見解」なるものを発表し、「取得ブランド」は認められるが「内生ブランド」(internally generated or home-grown brands) は認められないという立場を明らかにしている。しかし、これらが会計基準として確立されていない状況のもとでは、企業はそれを無視して、従来どおりの会計実務（「創造的会計」）を強引に続けることが可能であったし、実際にそのような実務が依然として横行した。

ASC体制が会計基準の改革を推進するには非力であることが80年代末に露呈されるに至り、1989年イギリス会社法の施行にあたり、根本的に新しいパラダイムにもとづく会計基準の制定と実施、会社会計実務監視機構の確立の日程が提起されていた。1990年6月に会計基準審議会（ASB）がASCに代って発足する。ASBは1993年現在、3つの財務報告基準（Financial Reporting Standards [FRS]）と6つの財務報告公開草案（Financial Reporting Exposure Drafts [FRED]）を発表しており、また、1993年4月にはディスカッション・ペーパー「取得会計における公正価値」が発表されている。そして、「のれん」の会計に関するディスカッション・ペーパーが1993年後期に出される予定である。「公正価値」ディスカッション・ペーパーでは、SSAP22で定式化されていた「取得後の損失や企業再編コスト」の引当経理（債務として引当額を被取得純資産公正価値から差し引く）を否定し、それらを取得後の損益勘定のなかで経常的営業費用または「異常項目」(extraordinary item) ないし「例外項目」(exceptionals) として扱うことを提起していると伝えられる（原文未見）。

1993年5月にFRED6「取得と合併」が発表されている。これはASCのED48の基本的内容を引き継ぎ、「合併」の基準要件（criteria）を厳しく定めている（ASCのED48では6つの「条件」を提起していたが、FRED6では5つの「規準要件」を定めた）。また、「のれん」会計についてもED47を継承した20年償却を基本内容とするFRED7が1993年中に出される予定である。もはや、後戻りは不可能となっている。

このようにして、80年代型イギリス「のれん」会計は終焉の最終局面を迎えるに至った。

だが、改革がストレートに進行すると思い込むのはまだ早計である。新しい取得会計基準の実施にたいしては企業側からのかなり執拗な抵抗があり、とくに「取得後再構築コスト」の引当経理という抜け穴をASBが塞ごうとしていることにたいして非難が集中されている。(The Economist, April 10 1993. p. 85)。また、これまでどおり、公正価値引当経理を強行しようという動きも依然としてある。さきにも触れたランクス・ホーヴィス・マクドゥガル(RHM)グループは1993年経営破綻に直面してトムキンス(Tomkins)グループの傘下に入ったが、そのトムキンスは、RHM取得についてこれまでどおりの「公正価値引当」処理を行なうという態度を変えていない(Financial Times, April 1 1993, Lex column)。

このようなジグザグがあっても、80年代型のあまりにも異常な「のれん」会計のバブル期は基本的には終ったと見なければならない。

結　　言

以上の長ながしい考察から、われわれが知り得たことは、80年代後期イギリス「のれん」会計(即時消却方式)が「公正価値調整」という手法を媒介して被買収企業資産を簿価以下に大きく評価減(write-down)し、それによって生じた巨額の「のれん」を一挙に非実現積立金で消却し、かくして、巨額の「含み資産」を生み出すという「創造的会計」であったということである。そして、この含み資産は、親会社の個別財務諸表には全く現れず、連結貸借対照表上でのみ現れるという巧妙な仕組みがとられたのであった。また、他方で、「のれん」の「消却」が損益勘定を通さないことによって、期間利益は企業結合によって一挙に増大することになった。これによって、「株価収益率」などの財務指標がにわかに好転し、株価操作の手段ともなったのであった。そのような意味で、それは、まさに、金融的術策のための会計的槓杆であった。

80代イギリス型「のれん」会計ほど現代資本主義会計の腐朽的構造を露呈し

「創造的」会計——80年代後期イギリスの「のれん」会計とその終焉

たものはないといえば、それは言い過ぎになるかもしれない。アメリカやドイツなどにおいても、企業結合と「のれん」の会計は20世紀初頭以来、何度か、新しい詐術的手法のメタモルフォーゼを経験してきた（津守常弘「アメリカ・ドイツの合併会計と支配構造」、荒川邦寿編著『会社合併・分割の会計』中央経済社、1983年所収。西田博「アメリカ独占確立期における『水割り』財務方策と公表会計実務」京大『経済論叢』101巻6号。西田博「公益事業持株会社支配機構の構築と企業会計実務——米国の第二次合併運動と合併会計の考察——」『経営研究』40巻第2号〔1989年7月〕）。したがって、80年代イギリスの企業結合会計だけが腐朽化していたわけではなく、資本主義企業結合会計は一般に会計操作の可能性を孕んだものであることに留意すべきなのであろう。

本稿ではイギリスの「合併=マージャン会計」(merger accounting) そのものについては論及することができなかった。その他、いくつか論及できなかつた事項があるけれども、基本的な問題点は明らかにしたつもりである。会計理論的側面については全く触れることができなかった。それについては別の機会に譲りたい。

〔付言〕 近着のイギリスの会計専門誌『アカウンタンシー』(Accountancy, September 1993) に、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) の公正価値会計基準公開草案起草委員会委員長のヘイドン・エヴリン (トゥッシュ・ロス会計事務所) の論説が掲載されている。内容の詳細は省略するが、SSAP 22, 23に代表される企業結合会計および「のれん」会計の基本的問題点がそこで指摘されている。問題点というのは、要するに、2つあり、それは即時消却と公正価値調整だとされる。この2点についてそこで指摘されている内容は本稿の内容と全く一致しており、本稿での解明が的を外れたものでなかったことに確信を持つことができた。

本稿執筆に当たり、西田博氏（大阪市立大学商学部教授）から多忙のなか資料提供などの協力を得た（ただし、本稿で使用された資料の基本的部分は私自身によるものである）。とくに、紹介されたクリストファー・ノーブズの論文は、本格的解明にすすむ上で大いに役立った。ここに心から謝意を申し述べる。

(本稿は1993年度本学研究助成金による研究の1部である)

